



富士見市水道ビジョン(改訂版)

後期計画の見直し

令和 8 年2月

富士見市建設部水道課

目次

第 1 章 富士見市水道ビジョンの目的と位置づけ	1
1. 策定の目的	1
2. 計画の位置付けと計画期間	2
第 2 章 富士見市水道事業の概要	3
1. 富士見市水道事業の概要	3
1-1 事業の沿革	3
1-2 給水区域	4
1-3 施設の概要	6
第 3 章 水道事業の現状と課題	7
1. 安全	7
1-1 水源及び水質	7
1-2 運転管理	8
1-3 配水施設	8
1-4 給水関連	9
2. 強靱	10
2-1 水道施設	10
2-2 災害対策	12
3. 持続	15
3-1 組織体制と委託状況等	15
3-2 財務分析	16
3-3 利用者サービス	25
3-4 環境配慮	25
3-5 埼玉県における広域化検討の状況	26
4. 現況と課題のまとめ	27
第 4 章 将来の事業環境	28
1. 水需要の見通し	28
2. 更新需要の見通し	29
3. 財政収支の見通し	30
第 5 章 将来像の設定	33
1. 将来像と基本方針	33
2. 施策体系	34
第 6 章 将来像を実現するための施策	35
1. 基本方針 1 安全な水道水を供給し続ける水道事業	35
1-1 基本施策 1 安全な水道水の供給	35

1-2 基本施策 2	管理体制の充実	36
1-3 基本施策 3	水安全計画の運用と見直し	36
2.	基本方針 2 災害に強い強靱な水道事業	38
2-1	基本施策 4 老朽施設の計画的な更新及び改修	38
2-2	基本施策 5 水道施設の耐震化	39
2-3	基本施策 6 バックアップ機能の強化	39
2-4	基本施策 7 危機管理体制の強化	40
3.	基本方針 3 持続可能な水道事業	41
3-1	基本施策 8 業務効率化の推進	41
3-2	基本施策 9 組織体制の強化	41
3-3	基本施策 10 持続可能な事業経営の実施	41
3-4	基本施策 11 利用者サービスの充実	42
3-5	基本施策 12 環境に配慮した事業経営の実施	43
3-6	基本施策 13 広域化の検討	43
第 7 章	財政収支の見通し	44
1.	事業スケジュール	44
2.	財政収支計画	45
2-1	財政収支計画	45
2-2	算出結果	47
2-3	算定結果まとめ	53
第 8 章	計画の実施体制と評価・見直し	54

第 1 章 富士見市水道ビジョンの目的と位置づけ

1. 策定の目的

富士見市水道事業(以下、「本市水道事業」という。)は、平成 13(2001)年 3 月に給水人口の増加に伴う第 4 期拡張事業の変更認可を受け事業を運営してきた。こうした状況の中、平成 16(2004)年に厚生労働省から「水道ビジョン」が公表され、翌平成 17(2005)年には、全国の水道事業体に対し、今後の施策を示す「地域水道ビジョン」の策定を求める通知が発出された。平成 21(2009)年 3 月に、水道事業の現状分析及び課題を把握し、目指すべき将来像とそれを達成する具体的な施策を示した「富士見市水道ビジョン(平成 20 年度作成)」(以下、「本市旧水道ビジョン」という。)を策定した。これに基づき、5 つの体系的な基本方針のもと浄水場施設の耐震化、各設備更新、老朽管更新及び基幹管路の耐震化等を実施するとともに、水質管理や施設監視体制の強化、広報活動等に努め、安全で信頼される水道を目指して事業経営を行ってきた。

その後、厚生労働省では、平成 25(2013)年 3 月に、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の将来の理想像を明示するとともに、その理想像を実現するための具体的な方策等を示した「新水道ビジョン」を策定した。富士見市建設部水道課(以下、「水道課」という。)においては、これまでの取り組みや、「本市旧水道ビジョン」を見直し、厚生労働省の「新水道ビジョン」に示される「安全」、「強靱」、「持続」の観点を基本方針の軸とした「富士見市水道ビジョン(改訂版)」を策定した。この計画は、今後の富士見市の基本方針や実施方策を示しており、ライフラインである水道水の安全で安定的な供給や事業経営の健全化、市民の皆様からの信頼確保に資することを目的としている。

富士見市においては、現在は人口増加を続けているが、今後は人口のピークを迎え、いずれ減少傾向に転じるものと予測されており、これに伴い給水量や料金収入も減少するものと考えられる。一方で、水道施設(主に管路)の耐震化が求められるとともに、これまでに整備してきた多くの施設や管路の老朽化が進行し、更新時期を迎えており、膨大な費用が必要となっている。今後、財政運営は厳しくなるものと想定され、事業運営の効率化や経営基盤の強化も求められている。

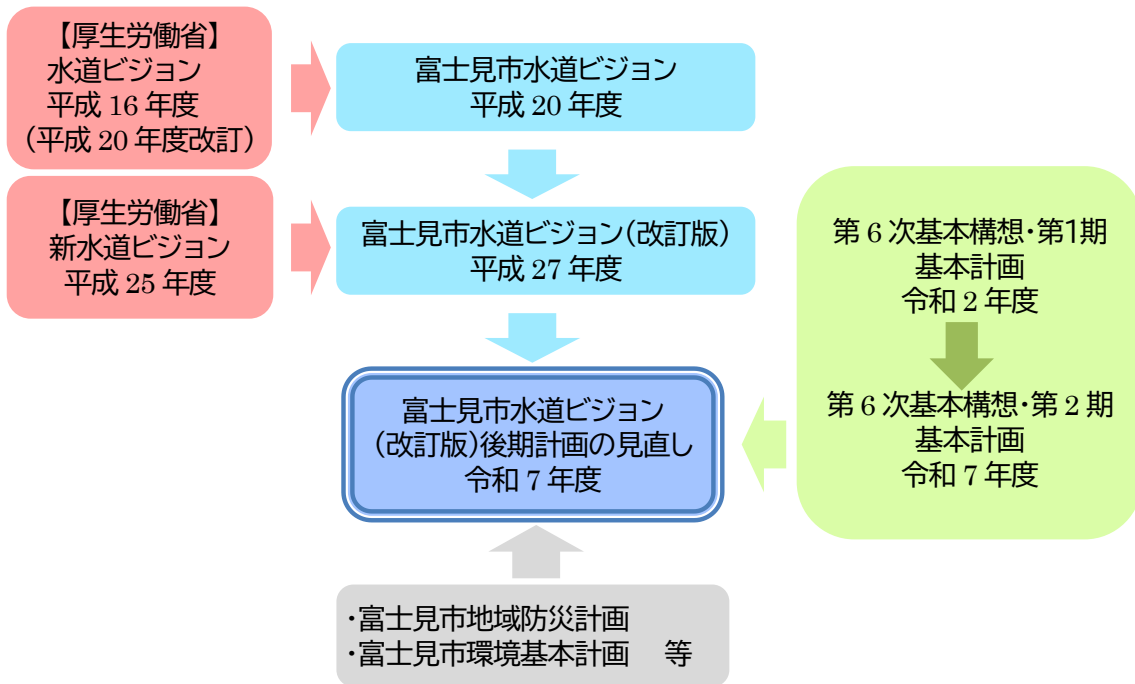
水道ビジョンの策定から 5 年以上経過していることに加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延や世界情勢の変化に伴う物価、電力費の高騰等の外部環境の変化や、給水人口、水需要の減少やそれに伴う給水収益の減少といった内部環境の変化がみられることから、本市水道ビジョンの後期計画を見直すことが望まれている。

以上の状況を踏まえ、水道課においては、これまでの取り組みを見直し、「富士見市水道ビジョン(改訂版)後期計画の見直し」を策定した。

2. 計画の位置付けと計画期間

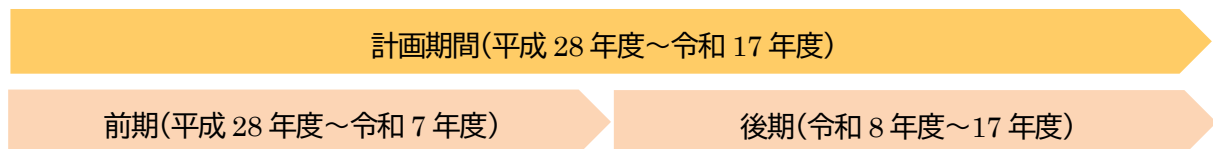
富士見市では、基本構想に定める理想の”未来”の構成要素を実現するため、行政活動を 30 の分野に分け、分野ごとに取り組むべき内容を整理した、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第 2 期基本計画を策定した。

「富士見市水道ビジョン」は、富士見市総合計画の「第 6 次基本構想・第 2 期基本計画」の水道に関連する基本事業及び水道独自の基本方針を確実に実施していくため、本市水道事業が取り組むべき具体的な実施方策を示すものである。計画の策定にあたっては、「新水道ビジョン 平成 25 年 3 月(厚生労働省)」の内容を十分に反映し、また関連する計画と整合を図って策定を行う。



< 富士見市水道ビジョンの位置付け >

本市水道ビジョンの計画期間は、長期的な将来像を見据えつつ、令和 8(2026)年度を後期計画初年度と位置づけ 10 年後の令和 17(2035)年度までとする。



< 富士見市水道ビジョンの計画期間 >

第2章 富士見市水道事業の概要

1. 富士見市水道事業の概要

1-1 事業の沿革

本市の水道事業は、昭和39(1964)年3月26日付けで、計画給水人口20,000人、計画1日最大給水量5,000m³/日、目標年度を昭和42(1967)年度とする創設事業の認可を受け、昭和40(1965)年8月より給水を開始した。

その後、昭和44(1969)年3月には水谷浄水場の新設を中心とした第1期拡張事業、昭和47(1972)年3月には東大久保浄水場の新設および県水受水を中心とした第2期拡張事業について、それぞれ認可を受け、事業を進めてきた。

さらに、昭和63(1988)年3月には第3期拡張事業として、目標年度を平成7(1995)年度、計画給水人口102,000人、計画1日最大給水量42,800m³/日とする内容で認可を取得した。本事業では、安定的かつ効率的な給水の確保を図るとともに、湧水や地震等の非常時においてもライフラインとしての水道機能を確保するため、県水受水地点の追加、既設浄水場の統廃合による効率的な配水システムの確立、基幹配水管の耐震化および配水管網の整備等を実施してきた。

その後、勝瀬原特定区画整理事業の施行等に伴う住宅開発の進展により給水人口が増加したことから、平成13(2001)年3月9日に第4期拡張事業として、目標年度を平成22(2010)年度、計画給水人口108,000人、計画1日最大給水量43,300m³/日とする内容で認可を取得した。

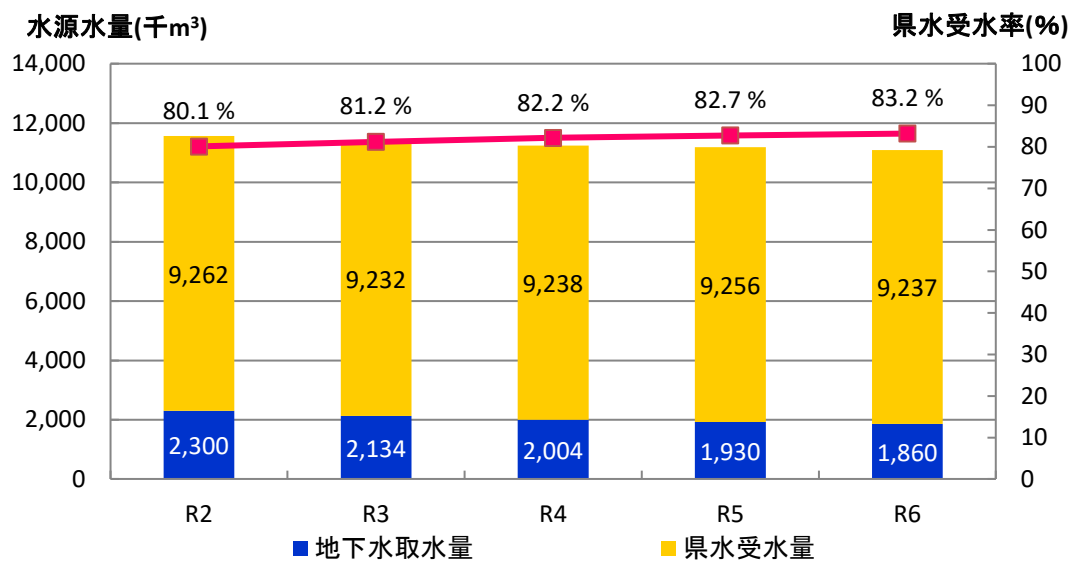
さらに、平成29(2017)年3月27日には第4期拡張事業の変更として、目標年度を平成37(2025)年度、計画給水人口113,000人、計画1日最大給水量35,600m³/日とする内容で認可を取得している。

< 富士見市水道事業の沿革及び基本事項 >

名称	認可年月日	目標年度	計画給水人口(人)	計画1人1日最大給水量(L/人日)	計画1日最大給水量(m ³ /日)	主たる事業
創設	S39.3.26	S42	20,000	250	5,000	・南畑浄水場建設 ・第1～2号井
第1期拡張	S44.3.8	S46	40,000	300	12,000	・水谷浄水場建設 ・第3～6号井
第2期拡張	S47.3.31	S55	100,000	446	44,560	・東大久保浄水場(県水受水場)建設 ・第7号井
第3期拡張	S63.3.31	H7	102,000	420	42,800	・鶴瀬西配水場(県水受水場)建設 ・総合配水管理センター建設(東大久保浄水場内)
第4期拡張	H13.3.9	H22	108,000	401	43,300	・石綿セメント管更新事業 ・浄水場改良 ・配水管改良 ・送水管布設工事
第4期拡張変更	H29.3.27	H37	113,000	315	35,600	

出典：水道事業年報

水源水量は約 8 割を県水受水に依存しており、その割合はほぼ一定となっている。

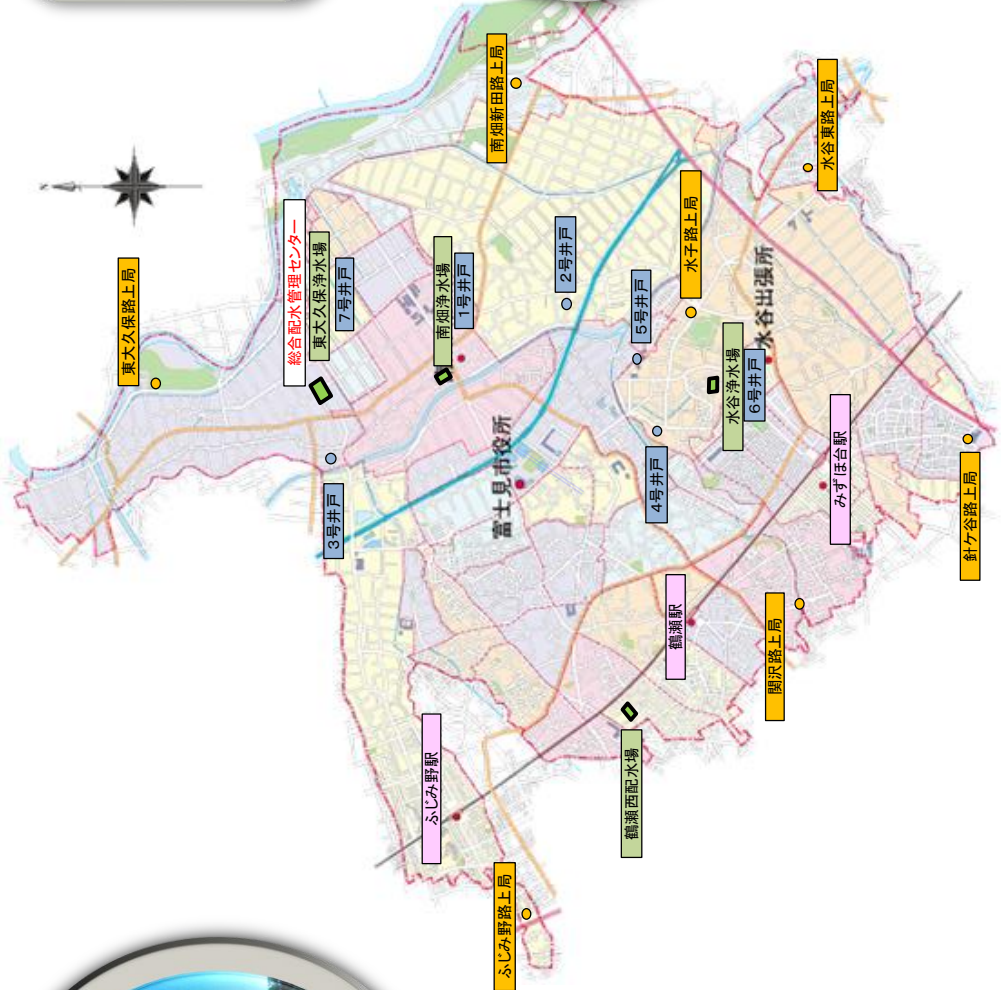


< 年度別の地下水取水量と県水受水量(年間配水量ベース) >

1-2 給水区域

本市水道事業は富士見市全域を給水区域としており、専用水道としてみずほ台団地を有する。

富士見市水道施設配置図



総合配水管理センター・各浄水場・配水場

施設名	所在地
総合配水管理センター	富士見市大字東大久保2955
東大久保浄水場	富士見市大字東大久保2955
南畑浄水場	富士見市大字南畑217
水谷浄水場	富士見市大字水子1229
鶴瀬西配水場	富士見市鶴瀬西3-6-8

水源

水源地	所在地
第1号取水井	富士見市大字上南畑217
第2号取水井	富士見市大字下南畑153
第3号取水井	富士見市大字東大久保56-10
第4号取水井	富士見市大字水子322
第5号取水井	富士見市大字水子539
第6号取水井	富士見市大字水子1229
第7号取水井	富士見市大字東大久保2955

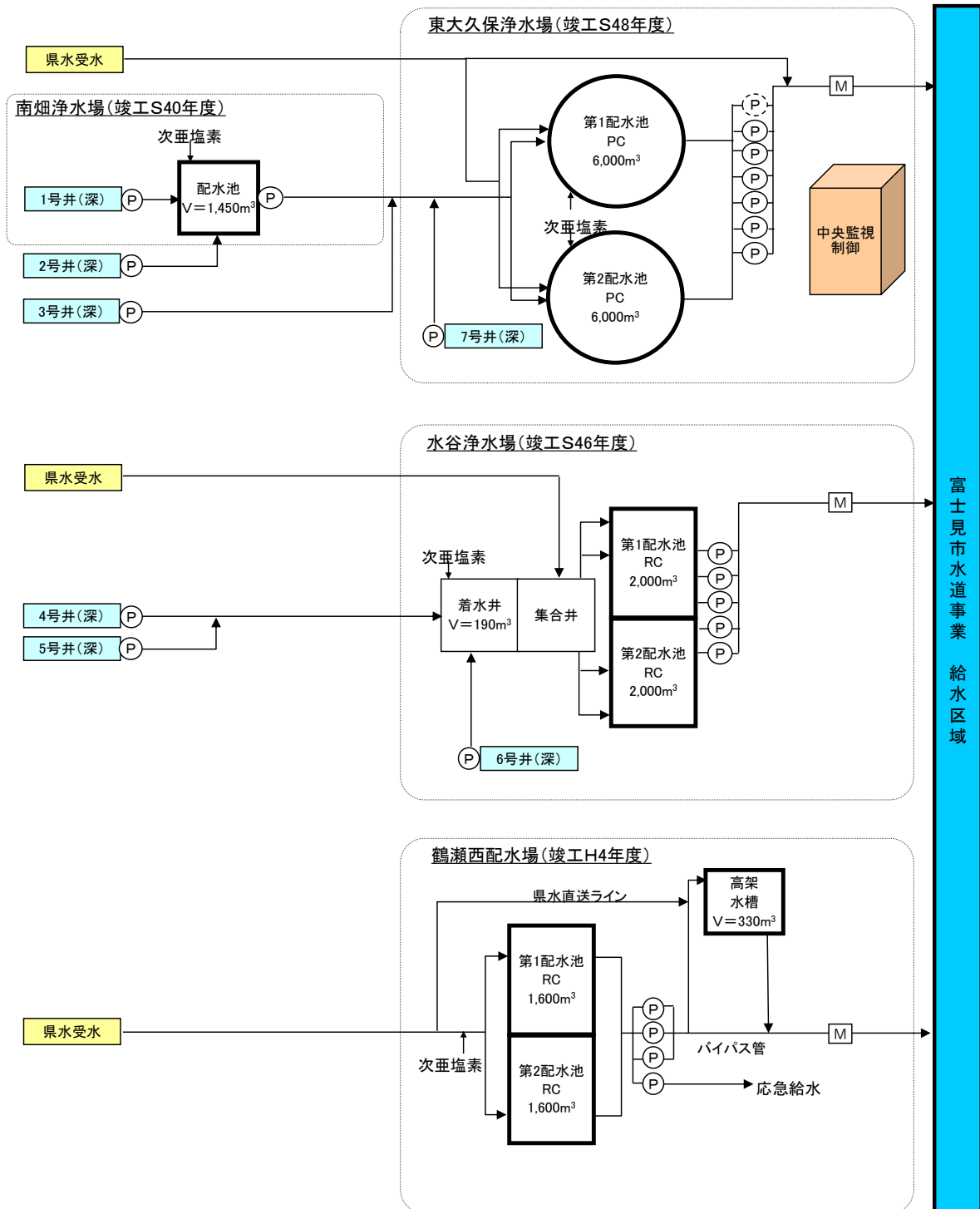
路上局(水圧を24時間監視する装置)

施設名	所在地
東大久保路上局	富士見市大字東大久保3661
南畑新田路上局	富士見市大字南畑新田55-1
水子路上局	富士見市大字水子2005
水谷東路上局	富士見市水谷東2-12-10
關沢路上局	富士見市關沢3-43-12
針ヶ谷路上局	富士見市針ヶ谷2-38-1
ふじみ野路上局	富士見市ふじみ野西4-18

1-3 施設の概要

本市水道事業には2つの浄水場が存在している(南畑浄水場は導水機能のみ)。いずれの浄水場もろ過設備などはなく、塩素滅菌のみの処理となっている。

水源は、地下水(深井戸)及び県水受水である。また、配水方式は東大久保浄水場及び水谷浄水場はポンプ圧送方式であり、鶴瀬西配水場は高架水槽からの自然流下配水方式である。



< 主要水道施設フロー図 >

第3章 水道事業の現状と課題

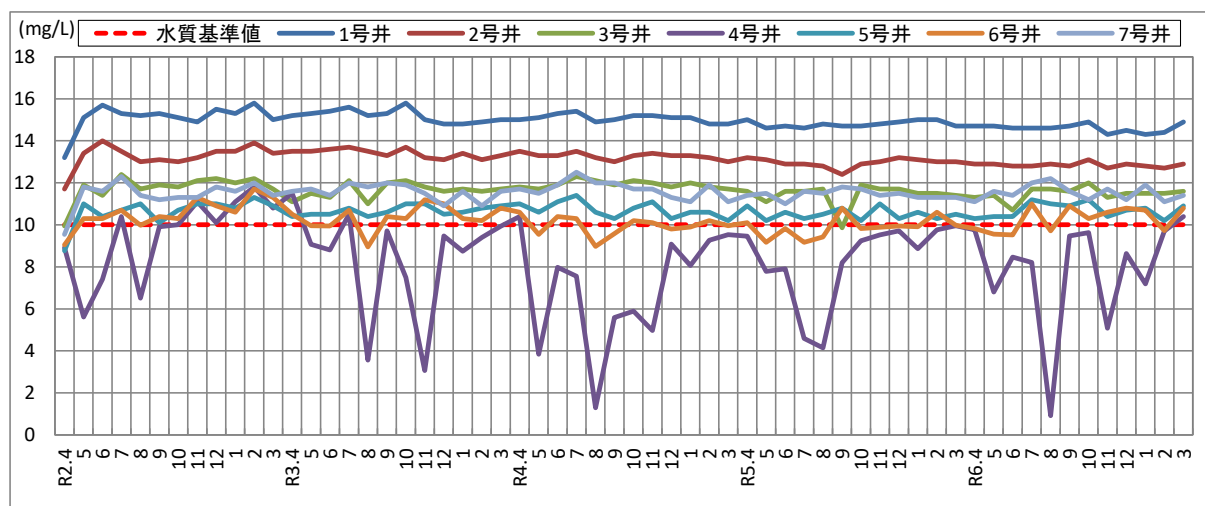
1. 安全

1-1 水源及び水質

本市水道事業では水道法第20条第1項の規定に基づき厚生労働省の定めるところにより、定期的に水質検査を実施しており、令和6年度の末端給水栓における浄水水質の検査結果は、いずれの水質項目も水質基準を満たしている。また、過去の給水水質において、水質基準不適合となった実績はない。

各水源の原水水質においても、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素以外は水質基準を満足している。

硝酸態窒素および亜硝酸態窒素の濃度については、給水水質では基準値内に収まっているものの、原水では基準値(10mg/L 以下)を上回る高い値を示している。現在は、県水と混合することで濃度を下げている状況であり、今後、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度の低減対策について検討を行う必要がある。



< 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の推移 >

なお、本市は埼玉県大久保浄水場に近いこともあり、県水の残留塩素濃度が高いため、残留塩素濃度の低減に向けた取り組みも必要である。

また、令和8(2026)年度より、PFOS及びPFOAが水道水質基準に新たに設定されることから、水質監視を強化する。

また、水質管理強化のため、水源から給水栓までの水道システムに存在する危害(リスク)を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を実現する水安全計画を作成し、定期的に見直しを行っている。

< 水源及び水質の課題等 >

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度や残留塩素濃度の低減対策が今後も必要である。
また、水質管理のさらなる強化のため水安全計画の運用・見直しを行う必要がある。

1-2 運転管理

各施設の監視制御は、東大久保浄水場の総合配水管理センターにて、各拠点施設の管理を遠隔操作により集中的に行っている。

水質管理は、検査項目、検査頻度を明らかにした水質検査計画に基づいて実施しており、定期及び臨時の水質検査は、水道法第 20 条により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託している。毎日の検査項目である濁度、色度、残留塩素の管理は、浄水場運転管理業務の受託者に委託している。

また、路上局 7 箇所を整備し、配水の圧力を 24 時間リアルタイムで監視している。

1-3 配水施設

1) 水圧の状況

本市の給水区域内の配水圧は、給水区域末端付近の 7 箇所の路上局で管理している。現在、基準を下回る地域は確認されていないが、針ヶ谷地区では比較的水圧が低い傾向にある。当該地区については、検討の結果、特に問題がないことを確認した。

一方、水谷東地区では水圧が高い傾向も見られることから、今後は適正な水圧の確保に努める必要がある。

2) 配水エリアの状況

現在、配水エリアはブロック化されておらず、1 つの配水エリアのみである。平成 18(2006)年度に実施した「水道事業配水管網整備基本計画」において配水エリアのブロック化を検討したが、ブロック化を行うとふじみ野駅西側の区域の水圧が 0.15MPa 程度となり、運用面での問題(水の滞留、夜間時の鶴瀬西配水場だけの稼働ができなくなる等)も生じるおそれがあるため、ブロック化を行うメリットが少ないという結論に至っている。

<配水管網の課題等>

適正な水圧を確保し、給水サービスの向上を図るため、比較的水圧の高い地域に対して対策の検討を行う必要がある。

1-4 給水関連

1)貯水槽水道

ビル、マンション等の貯水槽水道について、有効容量が10m³を超える受水槽は水道法で簡易専用水道と規定され、設置者はその水道を管理し、管理の状況に関する検査を受ける必要がある。一方、有効容量が10m³以下の受水槽は小規模貯水槽水道といい、水道法による規制はないが「富士見市水道事業給水条例」等により水道法に準じた管理と検査を求めている。

このように、貯水槽水道の管理は設置者が行うこととなっているが、この管理の不徹底に起因して水質上の問題が発生していたことから、平成13(2001)年の水道法改正(平成14年4月1日施行)で、貯水槽水道に対し水道事業者も関与し、管理の徹底(指導、助言及び勧告)を図ることが可能となった。

水道課では、貯水槽水道利用者の衛生確保のため、適切な管理の徹底について、貯水槽水道設置者等への通知や「広報富士見」による周知等の指導を行っている。

今後も貯水槽水道設置者の管理徹底についての指導を継続していく必要がある。

2)直結給水

直結給水方式は、受水槽を介さずに配水管の圧力を利用して給水する方式であり、配水管水圧の有効利用が可能(省エネルギー化)、受水槽の設置や清掃が不要といったメリットがある。

本市水道事業では現在、2階建ての建物についての直結給水(直圧)を行っているが、3階建ての建物で条件を満たすものについては直結給水(直圧)の導入を許可している。

<給水関連に関する課題等>

貯水槽水道所有者等への管理徹底の指導を継続するとともに、直結給水のさらなる拡大に努めていく必要がある。

2. 強靱

2-1 水道施設

1) 土木・建築施設

近年は、日本各地で大規模な地震が発生しており、災害時にも最低限の給水を確保するため、ライフラインである水道施設における基幹施設の耐震化は重要な課題である。

本市の土木・建築施設においては、耐震診断(詳細診断)及びそれに基づく耐震補強工事を実施しており、すべて耐震性を有するものとなっている。

また、市内の深井戸については、設置年度が古く 40 年以上経過している井戸も存在するが、設置当初からの揚水量の低下はほとんどなく、安定した水量を確保できている。今後は、取水状況の経過を観察し、将来にわたって安定した水量を確保できるよう、必要に応じて計画的な井戸調査及びそれに基づく補修・改修工事を行っていく必要がある。

< 土木・建築施設の設置年度及び耐震化状況 >

施設名称	設置年度	経過年数	法定耐用年数	耐震性	備考
南畑浄水場 配水池	昭和40年	61年	60年	—	耐震化対象外
東大久保浄水場 総合配水管理センター	平成4年	34年	50年	有り	
東大久保浄水場 旧管理棟	昭和48年	53年	50年	有り	耐震補強済み
東大久保浄水場 配水池(PC)	昭和48年	53年	60年	有り	耐震補強済み
水谷浄水場 管理棟	昭和46年	55年	50年	有り	耐震補強済み
水谷浄水場 配水池	昭和46年	55年	60年	有り	耐震補強済み
鶴瀬西配水場 建物	平成4年	34年	50年	有り	
鶴瀬西配水場 配水池	平成4年	34年	60年	有り	耐震補強済み
鶴瀬西配水場 高架水槽	平成4年	34年	50年	有り	

< 井戸の現状 >

施設	設置年度	経過年数	井戸深度	井戸口径
第1号井(上南畑217)	昭和40年	61年	200m	φ 350mm
第2号井(下南畑153)	昭和42年	59年	200m	φ 350mm
第3号井(東大久保56-10)	昭和44年	57年	200m	φ 350mm
第4号井(水子322)	昭和45年	56年	200m	φ 350mm
第5号井(水子539)	昭和46年	55年	200m	φ 350mm
第6号井(水子1229)	昭和47年	54年	200m	φ 350mm
第7号井(東大久保2955)	昭和48年	53年	200m	φ 350mm

2)機械・電気設備

機械・電気設備は、日常的な保守点検整備を実施し安定した給水に努めているが、更新時期を迎えている設備も存在しており、計画的な更新が必要である。

<土木・建築施設及び機械・電気設備の課題等>

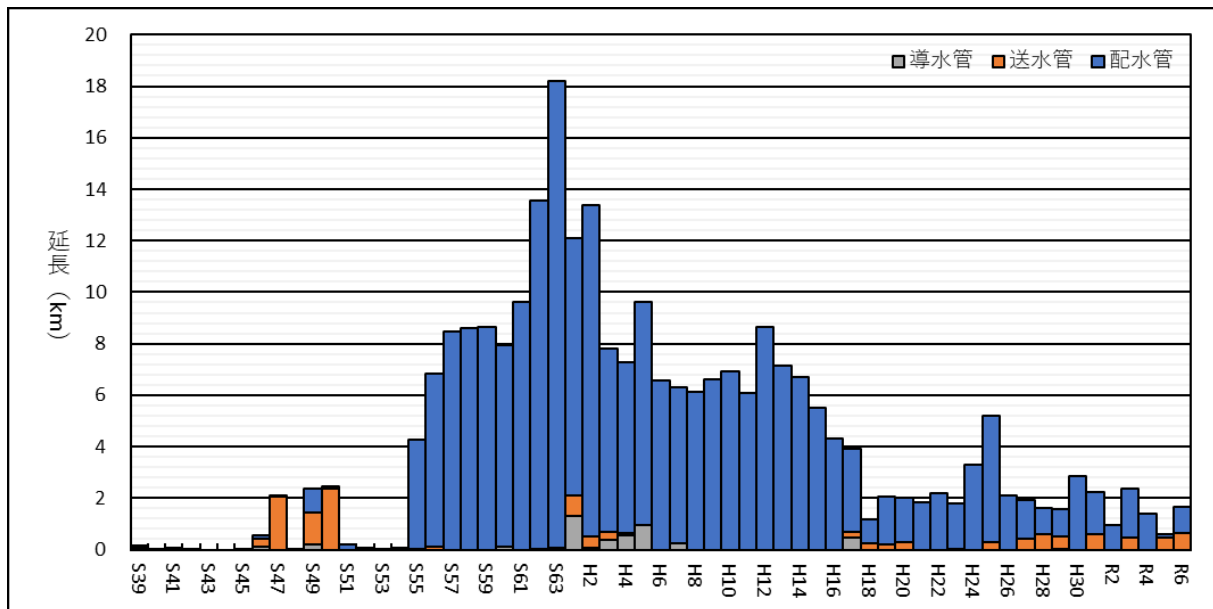
計画的な井戸調査及びそれに基づく補修・改修工事を行っていく必要がある。
施設及び設備の更新需要を的確に把握した計画的な更新が必要である。

3)管路

本市の年度別管路布設延長を見ると、昭和 63(1988)年度をピークに管路が整備されている。事業の創設が比較的新しく、管路更新を継続的に実施していることから、経年化管路は低い状況にある。

管路布設においては、平成 19(2007)年度以降は耐震管を採用しているが、それ以前はダクトイル鑄鉄管 A 形管(DIP(A))や K 形管(DIP(K)) (現在は非耐震管扱い)で布設された路線が多くなっている。

老朽化が懸念される昭和 50(1975)年代までの管路や、導水管・送水管・配水本管といった基幹管路、重要施設への供給管路については、耐震化の観点から優先的に布設替えを進めている。すべての管路を一度に耐震化することは困難であるため、今後は事業の平準化を図りつつ、計画的な更新を進めていく必要がある。



出典:管路情報システムデータ

< 年度別管路布設延長 >

<管路の課題等>

昭和 50(1975)年代までに布設された管路(老朽管)を中心に、計画的な更新が必要である。

2-2 災害対策

1)危機管理対策マニュアル

水質事故、自然災害、設備・管路事故等の非常時に対応するため、水道水質事故対応マニュアル等の危機管理マニュアルを整備している。

今後はこのような多岐にわたる危機に迅速に対応するため、危機管理マニュアルの充実により実効性を高めるとともに、日常からの訓練に努めることが必要である。

2)施設のバックアップ状況

(1) 非常用自家発電設備

非常用自家発電設備は、主要な施設である水谷浄水場、東大久保浄水場及び鶴瀬西配水場に整備されており、浄水場内の水源の取水ポンプ設備、塩素滅菌処理設備、配水ポンプ設備は、停電時にも運転可能となっている。

(2) 県水直送管

災害や故障・事故等により浄水処理機能や配水ポンプ設備が停止した場合でも水道利用者への給水を確保するため、前期計画期間に整備した東大久保浄水場に加え、水谷浄水場及び鶴瀬西配水場においても、県水を本市水道管に直接接続する直送管の整備を行った。今後は、緊急時の運用に備えた維持管理に努めていく。

(3) 応急対策

応急給水のための拠点給水箇所及び運搬給水基地として使用できる施設(応急給水拠点)には、緊急遮断弁付き配水地、飲料水用耐震性貯水槽及び災害時飲用井戸がある。本市においては、応急給水拠点について、災害用井戸を中心に市内全域にわたり整備されているが、拠点の拡充策として南畑浄水場の緊急貯水槽化が有効と考えている。

また、水道課では非常時に備えて給水タンクや給水容器、非常用給水装置(県水を利用)等の応急給水用資機材を備蓄し、さらに応急復旧用資機材や浄水薬品の備蓄に努めている。

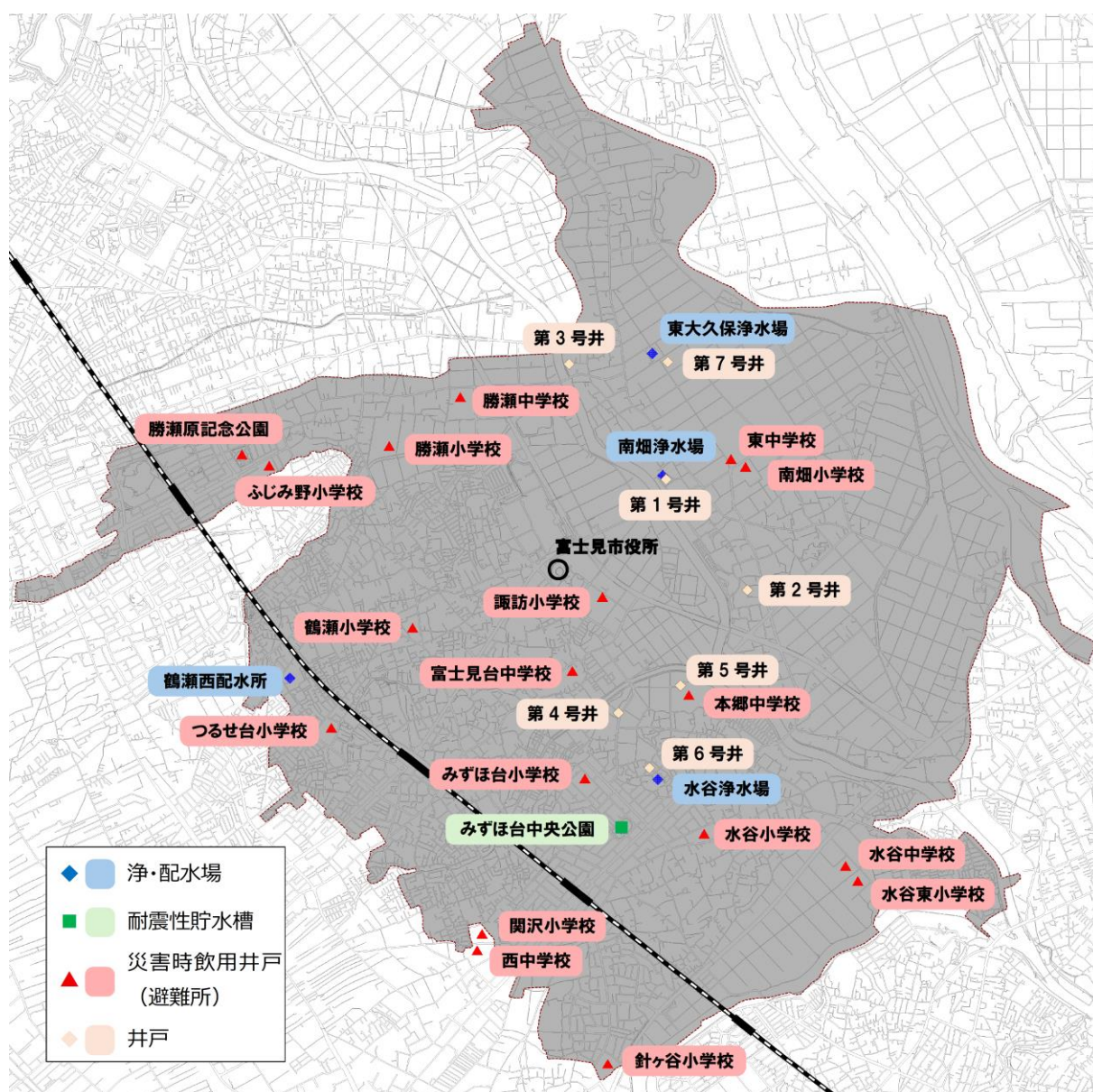
今後は、このような応急給水施設等の準備のほか、応急給水場所を適切な情報提供により住民に周知するとともに、応急給水のための住民との訓練を実施するなどの取り組みが必要である。

< 応急給水拠点一覧表 >

給水拠点等	貯留能力 (m ³)	非常用 貯水量(m ³)	給水可能な 対象者(人)	備考
東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666	
水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222	
鶴瀬西配水場 (鶴瀬西-6-8)	3,200	1,600	177,777	
みずほ台中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666	
災害時飲用井戸 (避難所) ※	-	-	-	小中学校および 勝瀬原記念公園
合計	19,260	9,660		

※水質検査により飲料水に適合した災害時飲用井戸は、避難所以外にも民家に存在するが、表では公的施設に設置された井戸のみを示す。

出典：富士見市地域防災計画 令和7年3月 富士見市防災会議



< 応急給水拠点位置図 >

< 応急給水用資機材の保有数と備蓄場所(右:車輛積載型給水タンク) >

資機材名	数量	備蓄場所 (所在地)
給水タンク (500リットル)	5基	東大久保浄水場
給水タンク (1,000リットル)	1基	〃
仮設水槽 (1,000リットル)	1基	〃
給水容器 (PE製角形20リットル)	155個	〃
給水タンク車 (1,500リットル)	1台	〃
車載積載型給水タンク (260リットル)	1台	〃
応急給水装置※	5基	〃
非常用飲料袋(6リットル) リュック機能付き	30,000個	〃

※県貸与含む



令和6年6月現在

(4) 侵入者対策

侵入者対策としては、無人監視である水谷浄水場、鶴瀬西配水場は、赤外線監視装置とITV (industrial television:工業用テレビ)設備を併用し、東大久保浄水場の総合配水管理センターで監視している。

3)他事業体等との連携

(1) 他事業体との連携

災害時の相互応援協定としては、日本水道協会埼玉県支部内の会員の災害相互応援協定や、本市水道事業が独自に締結したふじみ野市水道事業、志木市水道事業及び三芳町水道事業と、緊急連絡管による「水道相互応援給水に関する協定書」がある。

(2) 民間等との連携

民間団体と災害時応援協定を締結しているが、富士見市地域防災計画では、応急復旧の労力が不足する場合、市内の富士見市管工事業協同組合に協力を依頼することとしている。

<災害対策の課題等>

危機管理対策マニュアルの充実により実効性を高める必要がある。また、他事業体との連携の強化、応急給水・応急復旧対策に努めていく必要がある。

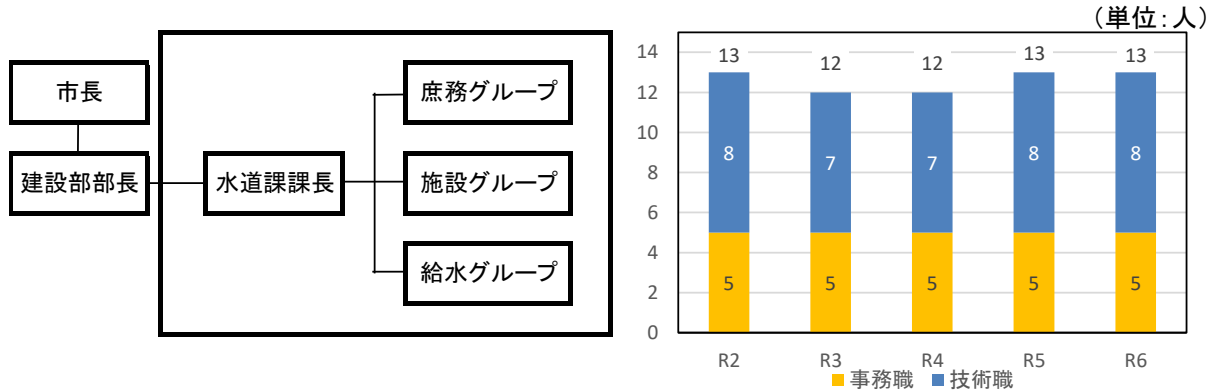
3. 持続

3-1 組織体制と委託状況等

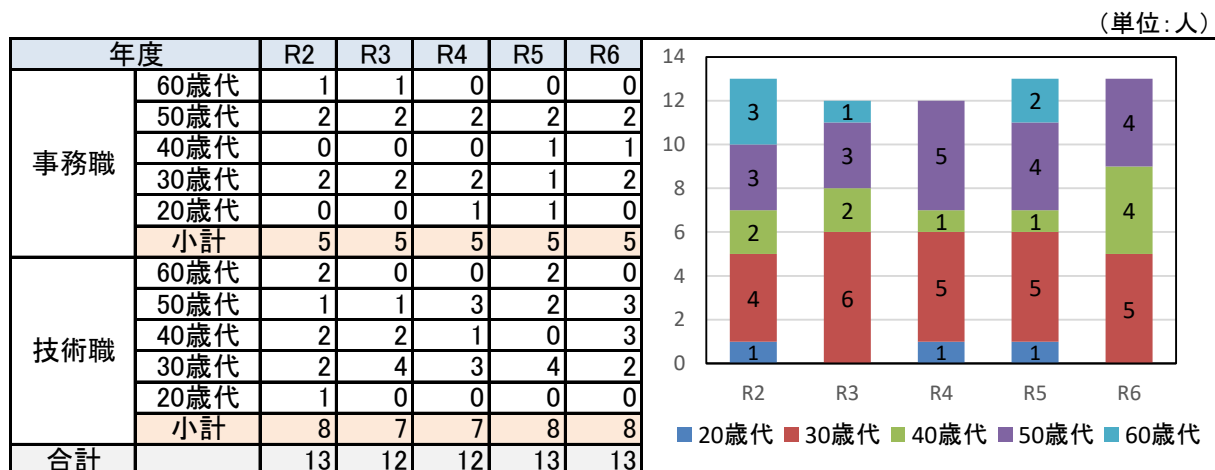
1) 組織

富士見市建設部水道課の組織体制は、現在、庶務グループ、施設グループ及び給水グループの3グループであり、令和7(2025)年度当初の職員数は13人となっている。

比較的熟練職員が多い年齢構成となっており、若年技術者への技術継承を図っていく必要がある。



< 水道課の組織体系及び年度別職員数 >



< 年齢区別職員数 >

2) 委託業務

水道課では、一部業務について外部委託を実施しているが、今後は事業の効率化のため、直営で行うべき業務(コア業務)と定型業務等の民間事業者が行うことが可能な業務(ノンコア業務)を洗い出し、委託可能な業務については外部委託を推進するとともに、第三者委託、窓口業務の拡大等についても検討していく必要がある。

3) システム化

本市水道事業では、配水管網のマッピングシステムを導入しており、事務作業の迅速化や的確な情

報提供による窓口サービスの向上、計画的な管路更新、維持管理性の向上等に活用している。また、事務系システム(料金算定システム、企業会計システム等)についても、システム化が進んでいる状況にある。

<組織、委託業務、システム化の課題等>

50 歳以上の職員が 10 年後にはほとんど退職となり職員構成の大幅な入れ替わりが行われるため、各種業務の標準化、委託業務の拡充等を推進するとともに、職員の技術・知識の維持向上を図るとともに若手職員への技術継承に努める必要がある。

3-2 財務分析

1)収益性

総収支比率、経常収支比率、営業収支比率ともに 100%を超えており、いずれも支出に対して収益が上回っている。

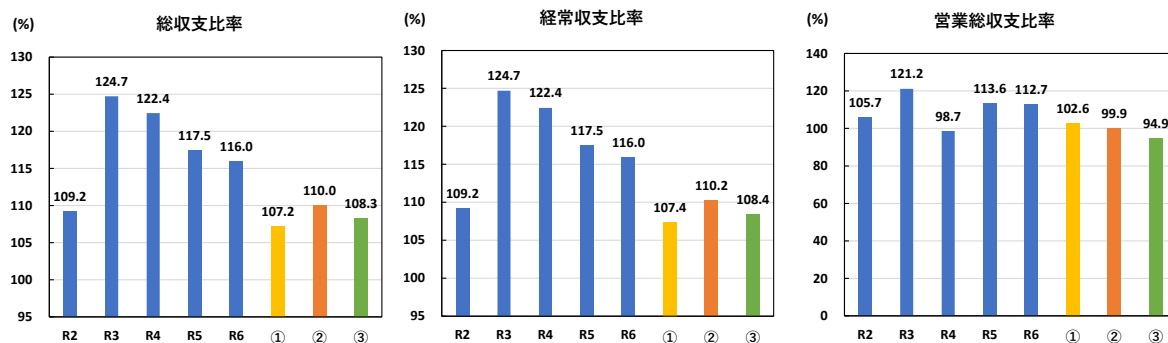
本市水道事業の令和 6(2024)年度は、周辺事業体及び同規模事業体の平均値(令和 5 年度)と比較した場合、いずれの指標もやや上回っている。

業務指標	富士見市					周辺事業体平均 ^{*1} (令和5年度)	県内同規模事業体平均 ^{*2} (令和5年度)	全国中央値 ^{*3} (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
総収支比率 (%)	109.2	124.7	122.4	117.5	116.0	107.2	110.0	108.3
経常収支比率 (%)	109.2	124.7	122.4	117.5	116.0	107.4	110.2	108.4
営業収支比率 (%)	105.7	121.2	98.7	113.6	112.7	102.6	99.9	94.9

注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均(令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10~15万人の11業体(戸田市、入間市、狭山市、久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市)の平均(令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体(令和5年度水道統計より算出)



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値

< 業務指標の比較(収益性) >

2)水道料金及び料金水準

本市の水道料金は、逦増型^{*1}の口径別料金体系を採用しており、料金表を下表に示す。

家庭用(口径 13mm)の場合、10m³ 使用時の水道料金は埼玉県内の上水道の中で 16 番目、20 m³ 使用時は 17 番目に安く、いずれも県平均を下回っている※2。

※1 逓増型料金体系とは、使用量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金体系

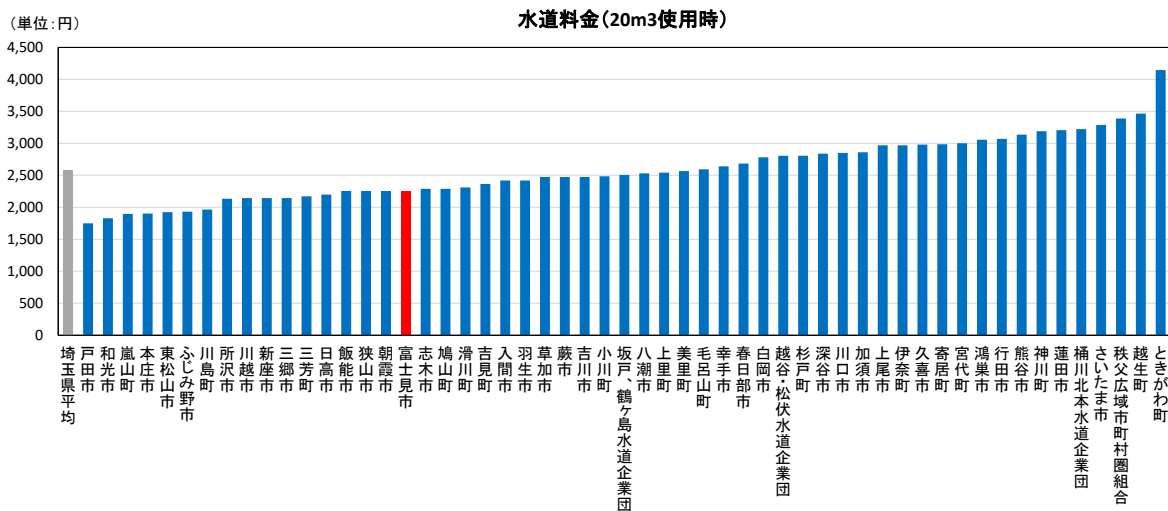
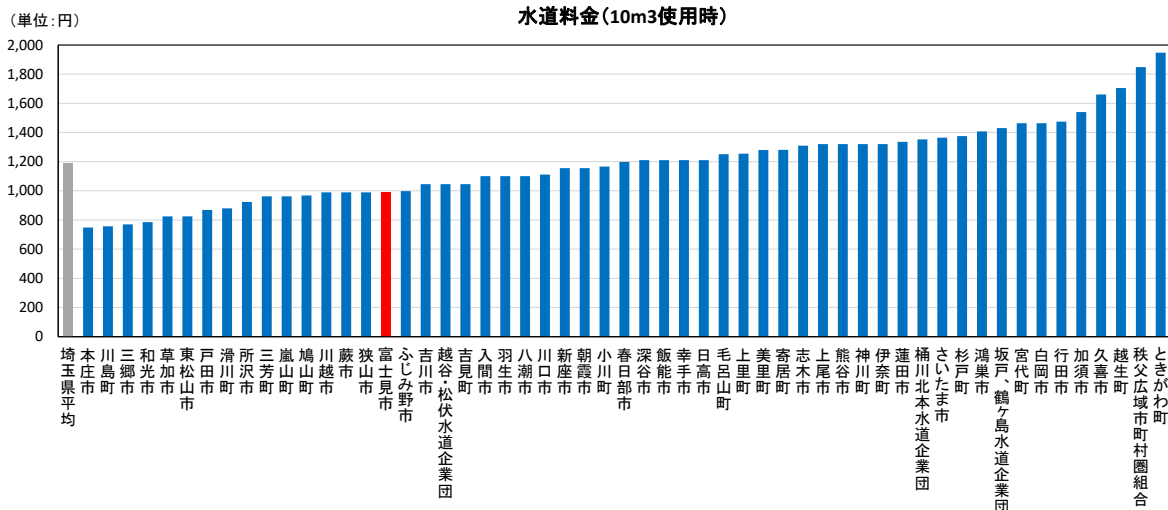
※2 令和 5 年度の水道統計より

< 富士見市水道料金表(税抜) >

用途区分	口径	基本料金 (1月につき)		超過料金	
		使用水量	料金	使用水量	1立方メートル につき
一般用	13ミリメートル	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	115円
	20ミリメートル		970円		
	25ミリメートル		1,200円		
	30ミリメートル		3,300円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	145円
	40ミリメートル		5,500円		
	50ミリメートル		9,300円	40立方メートルを超え100立方メートルまでの分	180円
	75ミリメートル		16,700円		
	100ミリメートル		31,000円		
	150ミリメートル		58,900円	500立方メートルを超える分	260円
公衆浴場用		100立方メートルまで	6,000円	100立方メートルを超える分	60円
臨時用		200立方メートルまで	5,800円	20立方メートルを超える分	290円

備考

- 1 「一般用」とは、「公衆浴場用」又は「臨時用」以外の用に使用するものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、公衆浴場の用に使用するものをいう。
- 3 「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。



出典: 令和5年度の水道統計より

< 埼玉県内事業体における1か月当たりの水道料金(税込) >

料金回収率(供給単価 ÷ 給水原価)は、水の製造に要する費用を給水収益でどの程度回収できているかを示す指標であり、経営上は 100%を上回ることが望ましいとされている。令和 2(2020)年度及び令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う料金減免の影響により 100%を下回ったが、令和 6(2024)年度においては、減免等の要因がないにもかかわらず給水原価が供給単価を上回っており、給水収益による費用回収が困難な状況となっている。

また、本市の供給単価及び給水原価は、周辺事業体及び同規模事業体の平均と比較しても、いずれも低い水準にある。近年の物価及び賃金の上昇に加え、県水の料金改定に伴い、今後さらに給水原価の上昇が見込まれることから、料金回収率を 100%以上に維持することは一層困難となる見通しである。

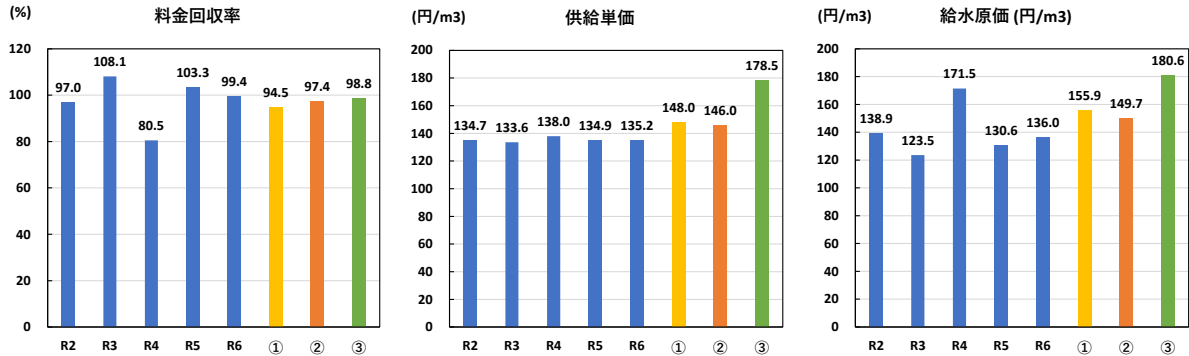
特に、本市においては配水量の 8 割以上を県水による受水により賄っており、県水料金の改定は給水原価の上昇に大きく影響する。こうした社会経済環境の変化を踏まえ、経営の安定化及び負担の公平性の確保を図るため、料金体系の見直しについて検討する必要がある。

業務指標	富士見市					周辺事業体平均*1 (令和5年度)	県内同規模事業体平均*2 (令和5年度)	全国中央値*3 (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
料金回収率(=供給単価÷給水原価、%)	97.0	108.1	80.5	103.3	99.4	94.5	97.4	98.8
供給単価(円/m ³)	134.7	133.6	138.0	134.9	135.2	148.0	146.0	178.5
給水原価(円/m ³)	138.9	123.5	171.5	130.6	136.0	155.9	149.7	180.6

注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均(令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10~15万人の11業体(戸田市、入間市、狭山市、久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市)の平均(令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体(令和5年度水道統計より算出)



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値
 < 業務指標の比較(水道料金及び料金水準) >

3)費用

給水収益に対する職員給与費、企業債関連費用、減価償却費の割合については、いずれも値が低いほどよい指標である。周辺事業体及び同規模事業体の平均よりも低い値となっている。

業務指標	富士見市					周辺事業体平均*1 (令和5年度)	県内同規模事業体平均*2 (令和5年度)	全国中央値*3 (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
給水収益に対する職員給与費の割合 (%)	5.3	4.4	6.3	5.2	5.1	8.4	6.8	10.9
給水収益に対する企業債利息の割合 (%)	1.8	1.2	1.0	0.6	0.4	2.5	1.6	4.0
給水収益に対する減価償却費の割合 (%)	29.6	27.5	36.1	28.6	28.7	36.0	36.4	47.1
給水収益に対する企業債償還金の割合 (%)	15.2	11.4	11.5	7.0	6.1	18.1	13.4	21.8
給水収益に対する企業債残高の割合 (%)	50.3	35.7	34.6	20.2	14.1	198.2	135.7	323.6

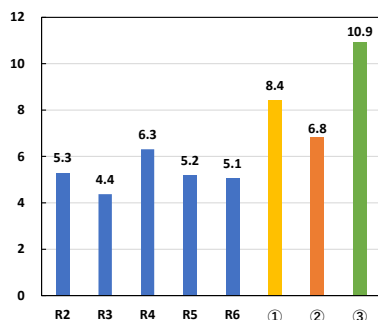
注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均 (令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10~15万人の11業体 (戸田市、入間市、狭山市、

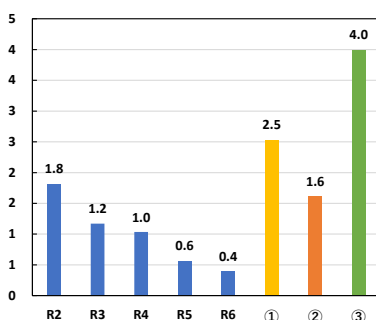
久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市) の平均 (令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体 (令和5年度水道統計より算出)

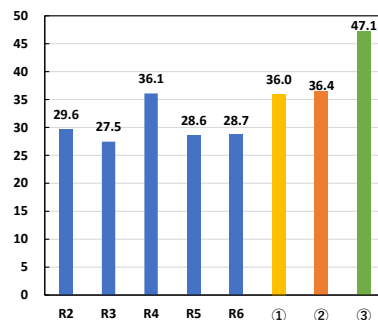
(%) 給水収益に対する職員給与費の割合



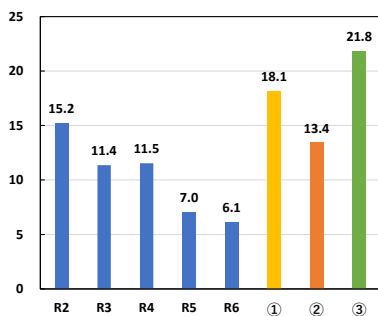
(%) 給水収益に対する企業債利息の割合



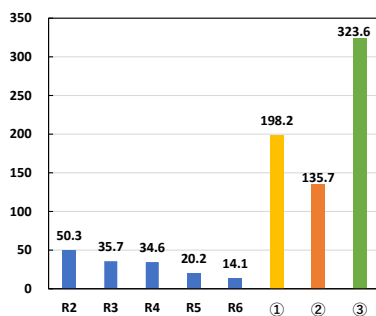
(%) 給水収益に対する減価償却費の割合



(%) 給水収益に対する企業債償還金の割合



(%) 給水収益に対する企業債残高の割合



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値

< 業務指標の比較(費用) >

4)財務比率

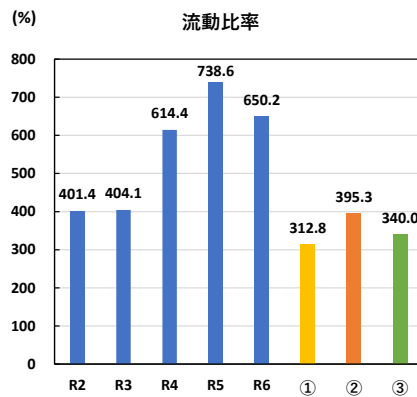
流動比率(流動資産÷流動負債)は、平成 29(2017)年度以降、増加傾向を示し、周辺事業体、同規模事業体の平均を上回っている。

業務指標	富士見市					周辺事業体 平均*1 (令和5年度)	県内同規模 事業体平均*2 (令和5年度)	全国中央値*3 (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
流動比率 (%)	401.4	404.1	614.4	738.6	650.2	312.8	395.3	340.0

注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均(令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10~15万人の11業体(戸田市、入間市、狭山市、久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市)の平均(令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体(令和5年度水道統計より算出)



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値
< 業務指標の比較(財務比率) >

5)施設効率

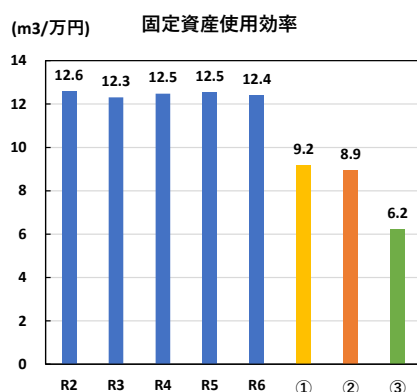
固定資産使用効率は、有形固定資産額に対する年間給水量であり、この値が大きいほど施設の効率が高いことを意味する。周辺事業体、同規模事業体の平均に比べると、固定資産使用効率は高くなっている。

業務指標	富士見市					周辺事業体平均* ¹ (令和5年度)	県内同規模事業体平均* ² (令和5年度)	全国中央値* ³ (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
固定資産使用効率 (m ³ /10,000円)	12.6	12.3	12.5	12.5	12.4	9.2	8.9	6.2

注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均 (令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10～15万人の11業体 (戸田市、入間市、狭山市、久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市) の平均 (令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体 (令和5年度水道統計より算出)



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値
< 業務指標の比較(施設比率) >

6)生産性

職員1人当たりの給水収益は、周辺事業体及び同規模事業体の平均を上回っている。

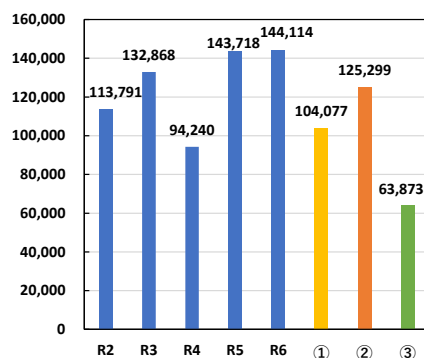
業務指標	富士見市					周辺事業体 平均 ^{*1} (令和5年度)	県内同規模 事業体平均 ^{*2} (令和5年度)	全国中央値 ^{*3} (令和5年度)
	R2	R3	R4	R5	R6			
職員1人当り給水収益(千円/人)	113,791	132,868	94,240	143,718	144,114	104,077	125,299	63,873

注) *1: 周辺事業体・・・さいたま市、川越市、志木市、ふじみ野市、三芳町の5事業体平均(令和5年度水道統計より算出)

*2: 県内同規模事業体・・・埼玉県内の事業体のうち、主な水源が浄水受水で現在給水人口が10～15万人の11業体(戸田市、入間市、狭山市、久喜市、鴻巣市、ふじみ野市、朝霞市、桶川北本水道企業団、三郷市、加須市、富士見市)の平均(令和5年度水道統計より算出)

*3: 全国中央値・・・全国事業体(令和5年度水道統計より算出)

(千円/人) 職員一人当たり給水収益



①:R5 周辺事業体平均 ②:R5 県内同規模事業体平均 ③:全国中央値

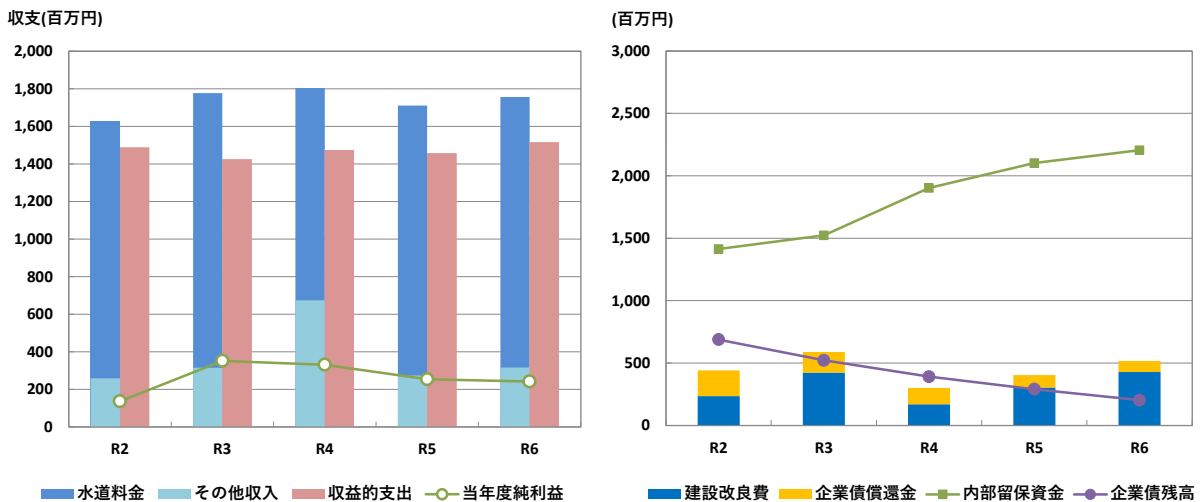
< 業務指標の比較(生産性) >

7)財政収支の状況

収益的収入(水道料金+その他の収入)は各年度で収益的支出を上回っており、継続して純利益(収益的収支差引)を計上しているが、水道料金単独で見るとその収入は支出を下回っている。水道事業は、料金収入で経営を行う独立採算制を原則としており、給水に要する費用は水道料金で賄うことが原則であるが、現在は水道料金だけでは賄うことができず、加入金等の料金収入以外を含めた収入に頼って運営している状況にあるため、その改善に向けた取り組みが課題となっている。

下図を見ると、施設・管路の建設等に要する建設改良費に、近年は将来の償還負担を伴う企業債を充てていないため、負債(借金)である企業債残高は減少を続けている。

収益的収支は、継続して利益を計上しているが、企業内の資金の増減は収益的収支とともに資本的支出(建設改良費+企業債償還金)の額に大きく影響され、多額の資本的支出を要するとき内部留保資金は大きく減少することとなるため、資本的支出と内部留保資金のバランスに配慮し事業経営を行う必要がある。



注) 各項目は百万円単位で四捨五入しているため、決算書等と必ずしも一致しない。

< 財政収支の状況 >

<財務分析、財政収支、資産に関する課題等>

アセットマネジメントの見直しによる長期的な更新計画、財政収支の見通しを持つ安定した事業運営が必要である。

また、長期にわたる安定した事業経営に資するため、独立採算制に適応した料金水準のあり方について検討していく必要がある。

3-3 利用者サービス

1)水道利用者の利便性の確保

水道料金の支払いは、口座振替、窓口、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる納付に対応している。

また、「埼玉縣市町村・電子申請届出サービス」により使用開始、使用中止等の受付、また、「Web口座振替受付サービス」により口座振替の受付を、24時間365日インターネットにて行うことができる。

2)広報活動

水道利用者に水道についての理解を深めていただくため、「富士見市協働によるまちづくり講座(出前講座)」を実施するとともに、「広報富士見」や市ホームページ等で水道に関する情報を提供している。

<利用者サービスの課題等>

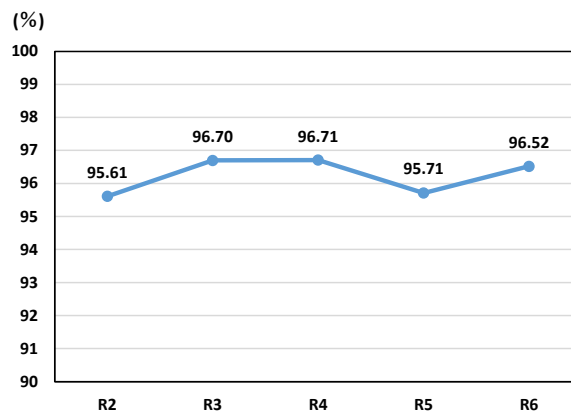
水道事業に対する理解を深めるとともに、利用者の意見を事業運営に反映するため、広報・広聴活動の拡充を図る必要がある。また、利用者サービスの更なる向上のため、窓口業務及び各種取り組みについて検討する必要がある。

3-4 環境配慮

1)有効率の現況

漏水防止等による有効率の向上は、水循環系への負荷を低減するだけでなく、浄水・送配水段階の環境負荷削減効果もある。厚生労働省は「水道ビジョン」において、有効率について「大規模事業98%以上」という目標を掲げている。

本市水道事業の有効率は、老朽化した配水管の継続的な更新や突発的な漏水事故に対する24時間体制での対応によって高い水準にあり、令和6(2024)年度で96.52%に達している。今後、更なる向上を目指し、対策を講じていく必要がある。



< 有効率の推移 >

2)省エネルギー対策

本市水道事業の水源は、約 2 割を地下水が占めており、その地下水は取水ポンプで取水している。また、東大久保浄水場及び水谷浄水場はポンプ圧送による配水方式で配水しており、鶴瀬西配水場は場内の揚水ポンプにより県水受水を高架水槽へ揚水し、高架水槽から自然流下配水方式で配水している。つまり、本市水道事業は、取水から配水に至るまでポンプ等を動かすためにエネルギーを消費している。

このため、今後、エネルギー消費を抑制する対策を講じていく必要がある。

3)環境基本計画に準じた取り組み

本市では令和 5(2023)年 3 月に「第 3 次富士見市環境基本計画」を策定しており、本市水道事業では、同計画に基づいて環境への負荷の低減に向けた取り組みを実施している。また、県水受水地点における小水力発電の導入を検討する。

<環境に関する課題等>

漏水防止による有効率の向上や省エネルギーの推進等に向けた具体的な方策について、検討・実施する必要がある。

3-5 埼玉県における広域化検討の状況

埼玉県では、「埼玉県水道整備基本構想～埼玉県水道ビジョン～(令和 5 年 3 月改定)」の県内水道の将来像において、目標年度(令和 12(2030)年度)における広域化の形態を示している。その基本施策として、多様な広域化の推進による基盤強化があり、県内 12 ブロック単位で広域化に係る検討を行うとともに、必要に応じ、異なるブロックの水道事業者による検討など、12 ブロックの枠組みによらない単位での検討が挙げられている。

これに基づき、水道広域化等について調査及び研究をするために埼玉県水道広域化等研究会が設置され、本市も第 4 ブロックの研究会に参加している。

<広域化に関する課題等>

周辺事業者との広域化推進に向けた検討を行う必要がある。

4. 現況と課題のまとめ

本市の水道の現況と課題を「新水道ビジョン」の「安全」「強靱」「持続」の3つの観点ごとにまとめると、以下のとおりとなる。

1)安全

- ・安全でおいしい水の供給に向け、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度や残留塩素濃度、PFOS 及び PFOA の監視が必要である。
- ・水質管理のさらなる強化のため、水安全計画の運用・見直しを行う必要がある。
- ・貯水槽水道設置者への管理徹底の指導を継続するとともに、直結給水のさらなる拡大に努めていく必要がある。
- ・適正な水圧を確保し、給水サービスの向上を図るため、比較的配水圧の高い地域に対して対策の検討を行う必要がある。

2)強靱

- ・計画的な井戸調査及びそれに基づく補修・改修工事を行っていく必要がある。
- ・施設及び設備の更新需要を的確に把握した計画的な更新が必要である。
- ・創設から昭和 50(1975)年代に布設された管路(老朽管)を中心に、計画的な更新が必要である。
- ・基幹管路の耐震化率 100%に向けて、積極的な耐震化を行っていく必要がある。
- ・危機管理対策マニュアルの充実により実効性を高める必要がある。また、他事業者との連携の強化、応急給水・応急復旧対策に努めていく必要がある。

3)持続

- ・50 代前後の職員が 10 年後にはほとんど退職となり職員構成の大幅な入れ替わりが行われるため、各種業務の標準化、委託業務の拡充等を推進するとともに、職員の技術・知識の維持向上、若手技術者への技術継承を図っていく必要がある。
- ・アセットマネジメントの見直しに基づく長期的な更新計画、財政収支の見通しを持つ安定した事業運営が必要である。また、長期にわたる安定した事業経営に資するため、独立採算制に適応した料金水準のあり方について検討していく必要がある。
- ・水道事業に対する理解を深めるため、広報・広聴活動の拡充を図る必要がある。また、利用者サービスの更なる向上のため窓口業務及び各種取り組みについて検討する必要がある。
- ・漏水防止による有効率の向上や省エネルギーの推進等に向けた具体的な方策について、検討・実施を行う必要がある。
- ・周辺事業者との広域化推進に向けた検討を行う必要がある。
- ・今後、給水人口や有収水量が減少することから、給水収益も減少する見込みであり、収益とバランスのとれた事業運営を計画的に行う必要がある。

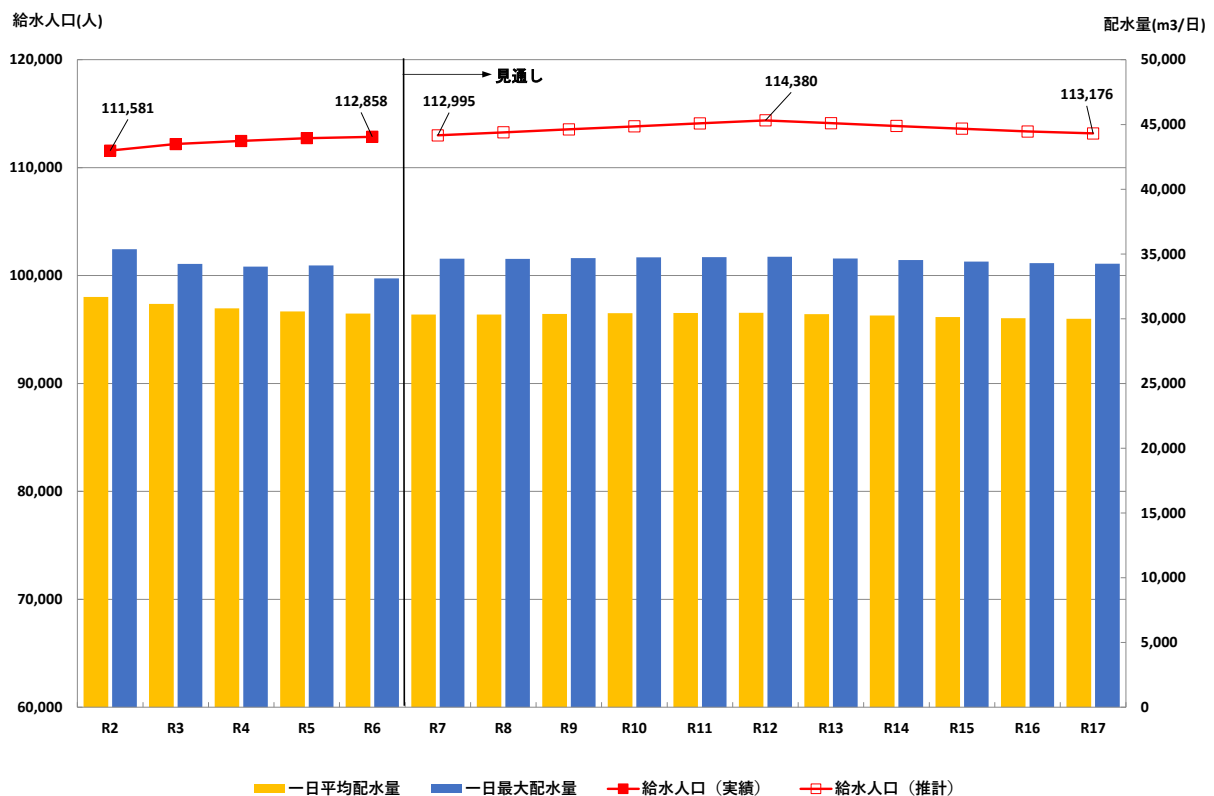
第 4 章 将来の事業環境

1. 水需要の見通し

給水人口は過去 5 年間では増加傾向を示しており、令和 2(2020)年度の 111,581 人から令和 6(2024)年度には 112,858 人へと、約 1,277 人増加している。また、給水人口の将来推計では今後も増加傾向は継続し令和 12(2030)年度に 114,380 人に達する見込みである。以降は減少傾向に転じ、令和 17(2035)年度には 113,176 人となる見通しである。

配水量は年度により増減はあるが近年はおおむね減少傾向にあり、令和 6(2024)年度では一日平均配水量 30,402m³/日、一日最大配水量 33,110m³/日となっている。

過去 5 年間において給水人口は増加しているものの、配水量はそれに伴って増加しておらず、おおむね横ばいの状況が続いている。これは、節水意識の高まりや節水型機器の普及などの影響によるものと考えられる。これまで増加の一途だった給水人口についても、近く減少傾向に転じると想定されることから、今後も有収水量の大幅な増加は期待できないものと考えられる。



< 給水人口及び給水量の推移 >

< 給水人口と有収水量の課題等 >

今後、給水人口や有収水量について大幅な増加は期待できず、給水収益の増加も見込めないことから、収益とバランスのとれた事業運営を計画的に行う必要がある。

2. 更新需要の見通し

更新需要を把握する目安の一つとして法定耐用年数があるが、法定耐用年数は減価償却を行うための会計上の目安であり、水道施設の実際の寿命を表すものではないことから、更新をより効率的かつ計画的に実施していくためには、実状に見合った更新時期により事業を進める必要がある。

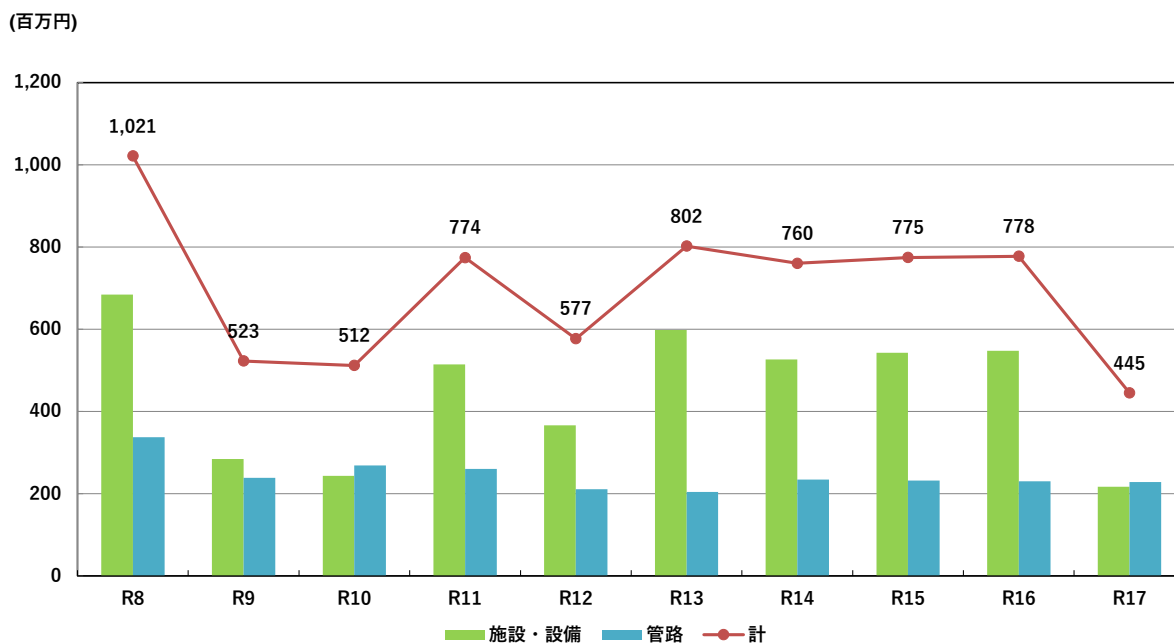
また、法定耐用年数を基にした更新需要は、創設時期や拡張時期等に整備された水道施設を更新する時期に集中することが多く、財政への影響を軽減するために、適切な更新時期を設定し、可能な限り平準化する必要がある。

平準化した施設・設備及び管路の更新需要について、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間で見ると、施設・設備の更新については、第 7 章 2 に示す事業スケジュールに基づき算出した更新需要費用を示している。この期間においては、令和 8(2026)年度、令和 11(2029)年度、令和 13(2031)年度以降にかけて事業費が大きくなっている。

施設・設備の更新費用は、10 年間で 42 億円に達し、当該期間における年間平均は約 4.2 億円と見込んでいる。

一方、管路の更新については、上下水道耐震化計画において算出した管路の更新延長を基に更新費用を算出し、管路更新費用を見込んでいる。

管路の更新費用は、10 年間で 23 億円に達し、当該期間における年間平均は約 2.3 億円と見込んでいる。



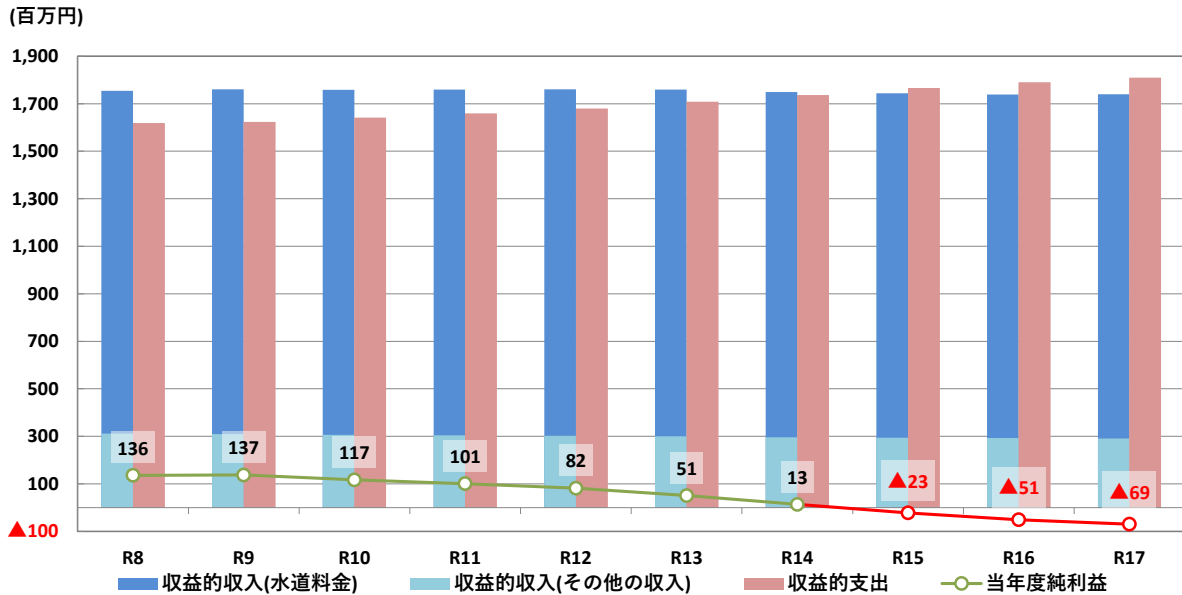
< 将来の更新需要の見通し >

項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	事業費 (千円)
・東大久保ピット更新		■										330,000
・東大久保浄水場中央監視装置更新		■										180,000
・東大久保浄水場テレメーター更新			■									186,800
・東大久保浄水場コントローラ盤更新				■								16,100
・東大久保浄水場滅菌設備		■										90,000
・東大久保浄水場のポンプ更新			■	■	■	■	■	■				192,400
・東大久保浄水場電気設備更新									■	■		548,600
・東大久保浄水場電気設備更新(受変電設備、非常用発電機設備等)								■	■			516,000
・南畑浄水場送水ポンプ室更新							■	■	■	■		43,500
・南畑浄水場緊急貯水槽化							■	■	■	■		191,100
・南畑浄水場の送水ポンプ更新										■		51,400
・水谷浄水場のポンプ更新		■										41,000
・水谷浄水場電気設備更新(高圧受電設備、非常用発電機設備)							■	■				411,000
・水谷浄水場配水池更新							■					204,300
・水谷浄水場管理棟更新					■							340,000
・水谷浄水場残留塩素計更新		■										3,000
・水谷浄水場の県水直送管整備工事				■								131,800
・鶴瀬西配水場配水タワーの塗装等補修			■	■	■	■						131,800
・鶴瀬西配水場のポンプ更新						■	■	■				175,300
・鶴瀬西配水場電気設備更新									■	■		300,000
・井戸建屋改修(2号、3号)					■							26,400
・現状井戸の改修(スクリーン設置)			■	■	■	■	■	■	■			110,700
・管路の更新・耐震化	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	2,319,324

< 将来の更新需要の見通し(施設・設備) >

3. 財政収支の見通し

本市独自の更新基準に基づき、平準化した更新需要に対する財政収支の見通しを行った。その結果、給水収益の減少に伴い収益的収入も減少する一方で、収益的支出は増加する見込みであり、当年度純利益は今後減少していくものと予測している。



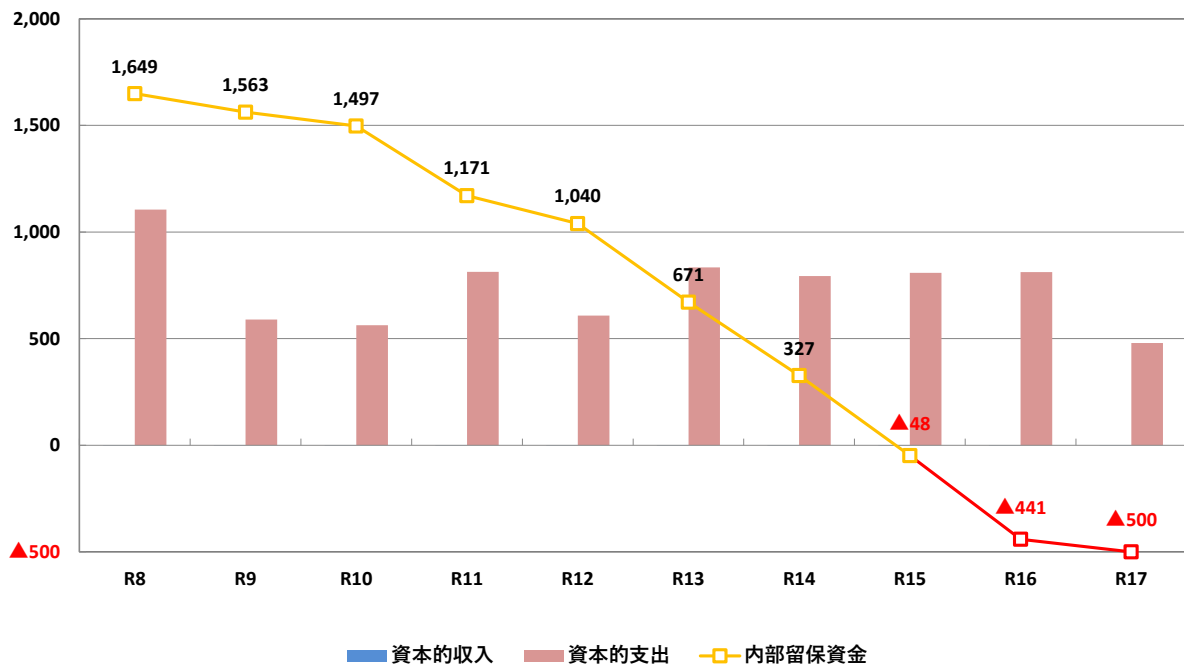
< 収益的収支の見通し >

一方で、施設・設備や管路の老朽化に伴い更新事業費の増加が見込まれ、これにより資本的支出も今後さらに増加すると予測している。こうした状況の中、事業運営や更新事業に充てる資金は徐々に減少し、令和15(2033)年度以降には内部留保資金(補填財源)がマイナスに転じる見込みである。

本市水道事業ではこれまで、職員数の削減や維持管理費の抑制など、継続的に費用削減に努めてきたが、今後は内部留保資金(補填財源)のみでは事業運営や更新事業の継続が困難となる可能性がある。

そのため、今後も事業経営の一層の効率化を推進するとともに、適正な料金水準の見直しを含めた検討を行い、持続可能な経営体制の確立を図る必要がある。

(百万円)



< 資本的収支と内部留保資金(補填財源)の見通し >

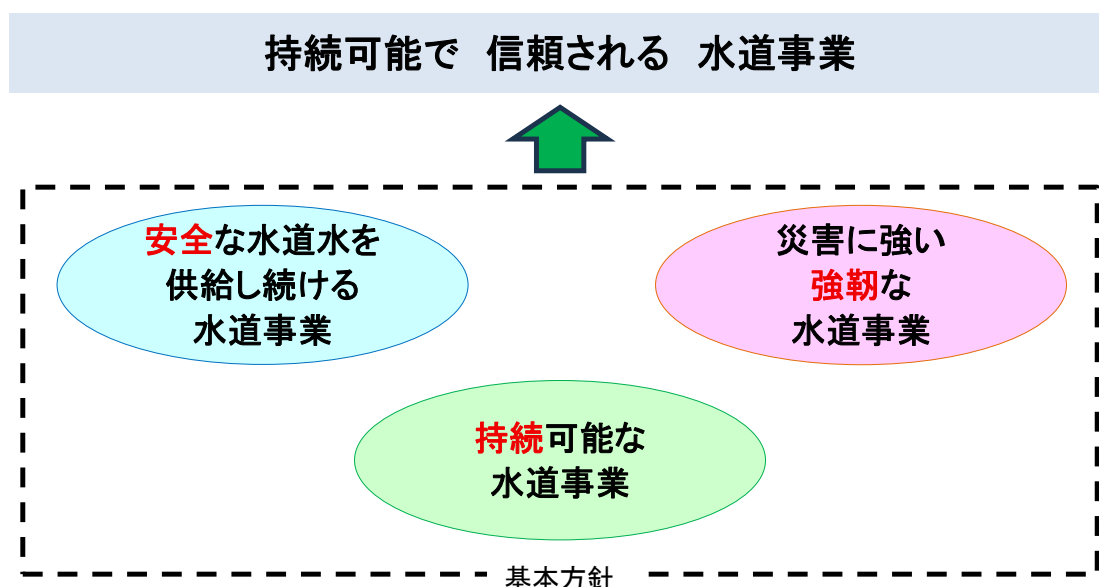
第5章 将来像の設定

1. 将来像と基本方針

富士見市では、市民の皆様から信頼される水道事業を目指すとともに、ライフラインである水道水の安全で安定的な供給を将来にわたって持続させるという使命を考慮し、前期計画に引き続き、水道事業の将来像を「持続可能で 信頼される 水道事業」として事業を進める。

また、水道事業の将来像を実現するために、「安全な水道水を供給し続ける水道事業」、「災害に強い強靱な水道事業」、「持続可能な水道事業」の3つの基本方針を定め、各種施策を実施している。

【富士見市水道事業の将来像】



基本方針	内容
安全な水道水を供給し続ける水道事業	水質管理体制の維持だけでなく、貯水槽水道管理強化等も推進し、蛇口から出る水の安全性を確保します。
災害に強い強靱な水道事業	老朽施設を計画的に更新して施設安定性を確保するとともに、災害が発生した場合にも壊れにくい水道施設を整備します。また、災害に対する備えを強化し、ライフラインとしての機能を強化します。
持続可能な水道事業	将来的には水需要が減少すると予測される中で、水道事業を持続させるために、アセットマネジメントを活用して資産管理体制を強化するとともに、事業効率の向上、経費削減を徹底した上で、水道料金体系の適正化について検討します。 また、市民の皆様をはじめとする利用者サービスの向上や情報提供に努めるとともに、環境に配慮した事業運営を進めます。 さらに、水道事業運営に必要な技術の継承や人材の育成に努めます。

2. 施策体系

将来像及び基本方針を踏まえた本水道ビジョンにおける基本施策及び具体的な内容を以下に示す。

持続可能で 信頼される 水道事業

基本方針	基本施策	具体的な施策内容
安全な水道水を供給し続ける水道事業	1) 安全な水道水の供給	(1) 水質の改善 (2) 貯水槽水道の管理強化と直結給水の拡大
	2) 管理体制の充実	(1) 路上局の維持管理と水圧監視の継続
	3) 水安全計画の運用と見直し	(1) 水安全計画の運用継続と定期的な見直し
災害に強い強靱な水道事業	1) 老朽施設の計画的な更新及び改修	(1) アセットマネジメントに基づく計画的更新の実施
		(2) 老朽化の更新
		(3) 機械・電気設備の更新
		(4) 井戸の改修
	2) 水道施設の耐震化	(1) 基幹管路の耐震化
		(2) 重要な管路の耐震化
	3) バックアップ機能の強化	(1) 県水直送管の装備
4) 危機管理体制の強化	(1) 応急給水・応急復旧対策の強化	
	(2) 他事業体等との連携強化	
	(3) 危機管理対策マニュアルの充実	
持続可能な水道事業	1) 業務効率化の推進	(1) 業務の標準化
		(2) 委託業務範囲等の検討
	2) 組織体制の強化	(1) 技術の継承
		(2) 人材育成の強化
	3) 持続可能な事業経営の実施	(1) アセットマネジメントを踏まえた財政計画
		(2) 適正な水道料金体系及び水準の検討
		(3) 官民連携の推進検討
	4) 利用者サービスの充実	(1) 広報・広聴の充実
		(2) 利用者サービスの向上
	5) 環境に配慮した事業運営の実施	(1) 有効率向上対策の推進
		(2) 環境エネルギー対策の推進
(3) 地下水の適正利用の継続		
(4) 環境配慮活動の拡充		
6) 広域化の検討	(1) 広域行政に配慮した広域化検討	

第 6 章 将来像を実現するための施策

将来像を実現するための具体的な施策について、「安全」、「強靱」及び「持続」の観点に基づく具体的内容を以下に示す。

1. 基本方針1 安全な水道水を供給し続ける水道事業

1-1 基本施策1 安全な水道水の供給

(1) 水質の改善

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の低減を図るため、地下水と県水の適正な混合比率の検討、井戸における対策検討など、あらゆる角度からの対策を検討する。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の低減には、特に県水受水量の増量が効果的であるが、県水は残留塩素濃度が高いため留意が必要である。

一方で、本市水道事業へ供給を行っている大久保浄水場においては、高度浄水処理施設の整備が進められており、令和 10(2028)年度までに完成する予定であることから、残留塩素濃度の低下が期待される。

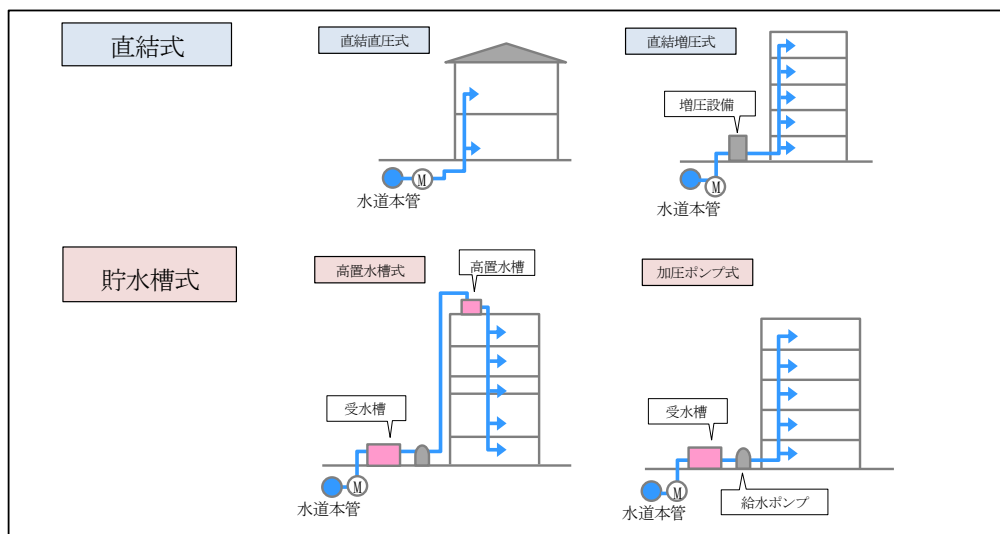
また、令和 8(2026)年度より、PFOS 及び PFOA が水道水質基準に新たに設定されることから、水質監視を強化する。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度及び残留塩素濃度については、引き続き監視を行うとともに、外部環境の変化を考慮し、総合的に検討を行うものとする。

(2) 貯水槽水道の管理強化と直結給水の拡大

貯水槽水道の衛生確保のため、貯水槽の所有者には適切な維持管理が求められる。このため、貯水槽水道に関する管理徹底について、所有者等への周知を引き続き進める。

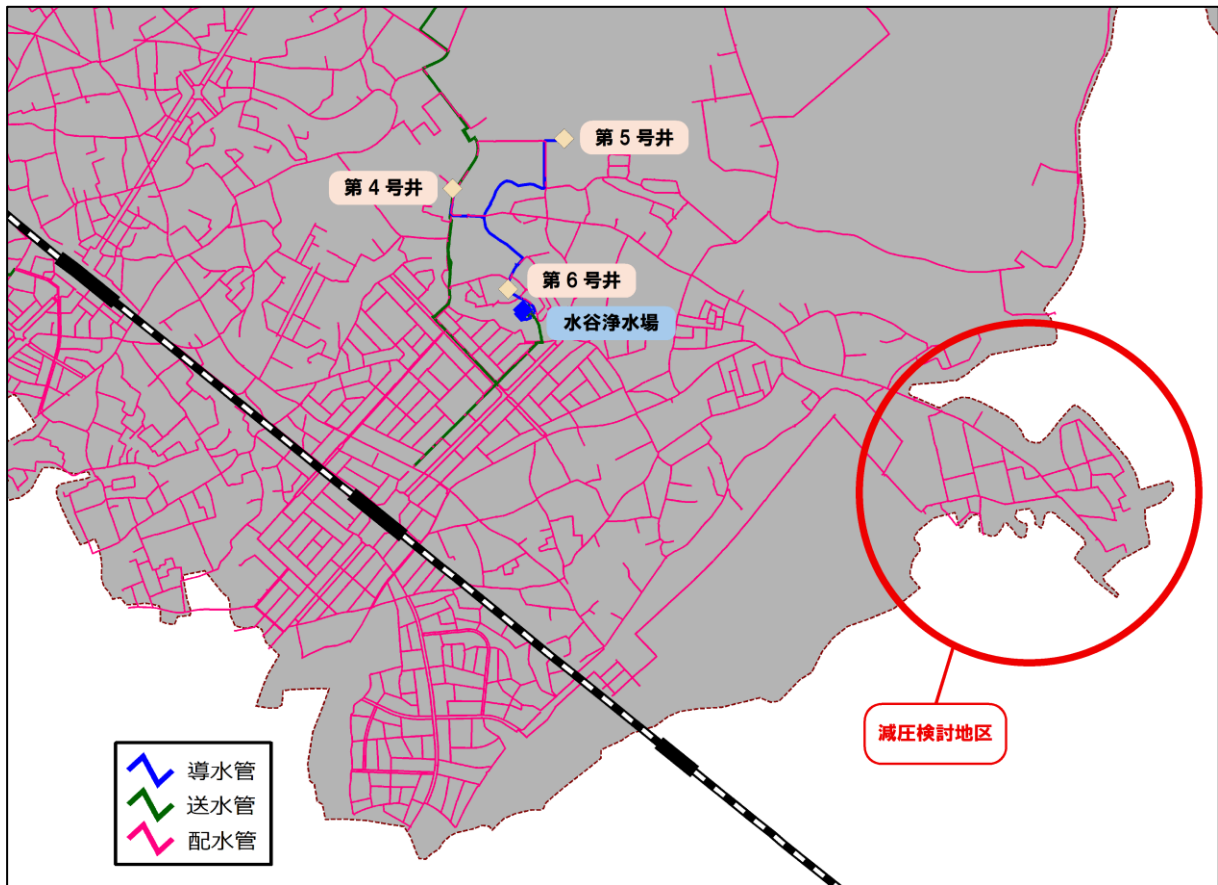
また、水道水の味については、貯水槽式よりも配水管から直接給水される直結式の方が高く評価される傾向にある。良質な水の安定供給と直結給水の利点を活かすため、今後は直結給水範囲の拡大を見据えた配水管整備を進める。



< 直結式及び貯水槽式のイメージ >

1-2 基本施策2 管理体制の充実

路上局における水圧監視を引き続き継続し、異常があった場合は迅速に対応する。また適正水圧を確保し給水サービスを向上するため、水圧の高い水谷東地区への減圧弁設置について検討を行う。



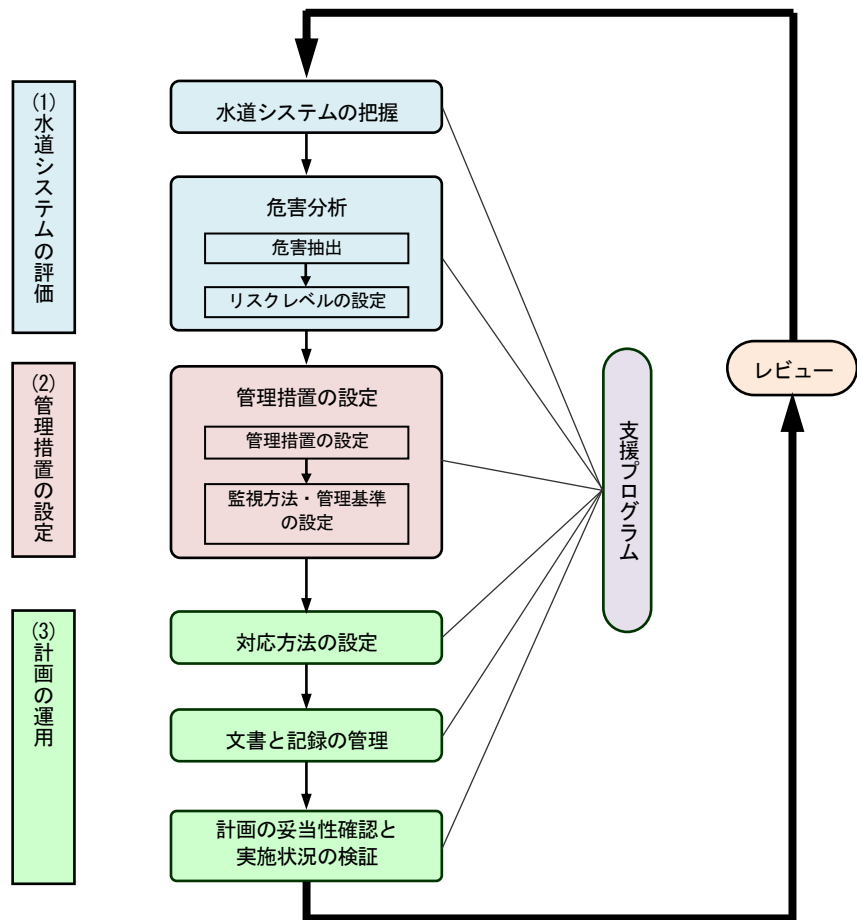
< 減圧検討位置図 >

1-3 基本施策3 水安全計画の運用と見直し

本市では、水源から給水栓に至るまで一貫した水質管理を徹底するため、各過程におけるリスクを抽出し、そのリスクレベルと管理措置、ならびに管理措置を逸脱した場合の対応方法を設定する「水安全計画」を令和4(2022)年3月に策定し、運用している。

また、令和8(2026)年度より、PFOS及びPFOAが水道水質基準に新たに設定されることから、令和7(2025)年度に水安全計画の見直しを行っている。

今後も、水安全計画の運用を継続するとともに、適宜見直しを行う。



※出典：「水安全計画策定ガイドライン」（平成20年5月 厚生労働省）

< 水安全計画の策定と運用の流れ >

2. 基本方針2 災害に強い強靱な水道事業

2-1 基本施策4 老朽施設の計画的な更新及び改修

(1) アセットマネジメントに基づく計画的更新の実施

適正な維持管理を継続するとともに、更新需要を的確に把握し、延命化や更新の前倒し等の平準化を図り、計画的な更新を実施するため、アセットマネジメントに基づき計画的に更新を実施する。本市では、令和 7(2025)年度にアセットマネジメントを見直しており、これに基づき事業を進める。また、水需要は将来的には減少する見込みであることから、過剰な投資を抑制するため更新に際してはダウンサイジングを考慮する。

(2) 老朽管の更新

管路の更新は、昭和 50(1975)年代までに布設された管路を優先的に更新する。

(3) 機械・電気設備の更新

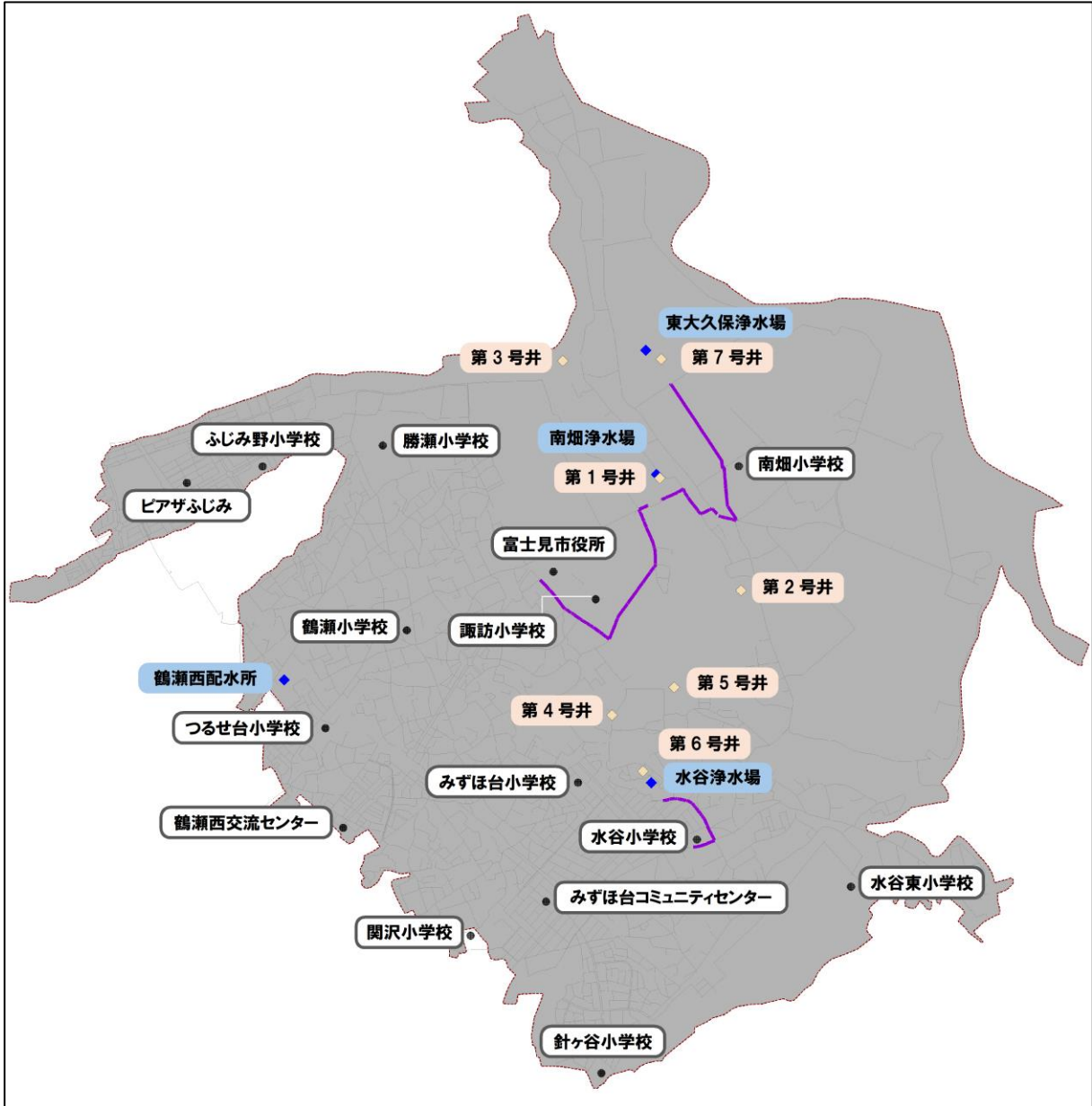
機能劣化が見られる東大久保浄水場、水谷浄水場及び鶴瀬西配水場のポンプ更新、東大久保浄水場及び鶴瀬西配水場の電気設備更新を行う。

(4) 井戸の改修

水中カメラなどによる井戸調査を継続的に実施することでケーシング及びスクリーンの状態を確認する。その調査結果に基づいて部分補修工事やスクリーンの目詰まりの改修工事を検討し、将来にわたって安定した水量の確保に努める。

2-2 基本施策5 水道施設の耐震化

すべての管路を耐震化するには相当な期間を要するため、上下水道耐震化計画に基づき、基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)及び重要施設までの管路について優先的に耐震化を進め、地震災害に備えるものとする。計画期間内においては、下図に着色した部分の更新を進めるものとする。



< 管路の耐震化計画 >

2-3 基本施策6 バックアップ機能の強化

東日本大震災による原発事故の際には計画停電が実施された経緯を踏まえ、電力確保や貯留機能の増強等の対策を検討しておく必要がある。

各浄水場や配水場には非常用自家発電設備を設置しているが、配水ポンプが停止した場合に備え、県水の圧力を利用して末端給水を行うための県水直送管を東大久保浄水場に整備しており、今後は

水谷浄水場にも整備することで、バックアップ機能を強化する。

2-4 基本施策7 危機管理体制の強化

(1) 応急給水・応急復旧対策の強化

応急給水及び応急復旧資機材等の拡充に努めるとともに、水道用薬品や各種燃料の調達については、取引先の情報だけでなく事前に流通経路や生産拠点を把握し、大規模な被災にあっても確実に確保できる体制の構築を図る。

また、利用者が目にすることの多い広報「ふじみ」等を通して、避難所や応急給水設置場所の適切な情報提供による周知を確実にを行うとともに、応急給水のための住民との訓練の実施などに取り組み、応急給水対策の強化を図る。

さらに、応急給水拠点の拡充に向けて、南畑浄水場緊急貯水槽化の検討を行う。

(2) 他事業体等との連携強化

共同訓練の実施など埼玉県や周辺事業体とのさらなる連携強化を図る。また、管工事組合等の民間団体との災害時応援協定の締結に向けて検討していく。

(3) 危機管理対策マニュアルの充実

水質事故対策マニュアル等の危機管理対策マニュアルの充実を図るとともに、水道事業の継続に影響を与えるリスク及びその被害規模を想定し、事前に目標復旧時間で復旧するための対応策、行動手順等を作成しておくことにより、災害等が発生した場合においても断水などの発生を極力抑え、通常給水に戻るまでの復旧時間を短縮する事業継続計画(BCP)の策定検討を行う。

3. 基本方針3 持続可能な水道事業

3-1 基本施策8 業務効率化の推進

(1) 業務の標準化

各種業務の標準化やマニュアル化等の情報の共有化等による事務作業の効率化を検討する。

(2) 業務委託範囲等の検討

直営と委託のあり方(コア業務、ノンコア業務の再評価)、業務委託範囲について検証した上で、業務委託項目の見直しや新たに委託することの可能な項目等について検討を行う。

コア業務については直営体制を維持するとともに職員のスキルアップを図り、ノンコア業務についてはサービスの質を確保する観点から必要な取り組みを整理する。

なお、外部委託業務については、委託業務の効果を監視し、必要に応じ委託者として改善措置を講じるとともに、職員へ技術継承についても留意する必要がある。

3-2 基本施策9 組織体制の強化

(1) 技術の継承

今後の熟練職員の退職に備え、再任用職員の活用、内部研修の実施等により技術の継承を図る。

また、運転管理業者と連携し、民間業者が持つノウハウなどの技術継承の仕組みの構築を検討、実施する。

(2) 人材育成の強化

公益社団法人日本水道協会等が主催する外部研修への参加を促進し、OJTや内部研修の実施により職員のスキルのレベルアップを図るとともに、長期的視点に立った体系的な研修(内部研修及び外部研修)体制の確立について検討、実施する。

3-3 基本施策10 持続可能な事業経営の実施

(1) アセットマネジメントを踏まえた財政計画

中長期的な視点を踏まえた更新需要に基づく財政計画を策定し、安定した持続可能な事業経営を行う。

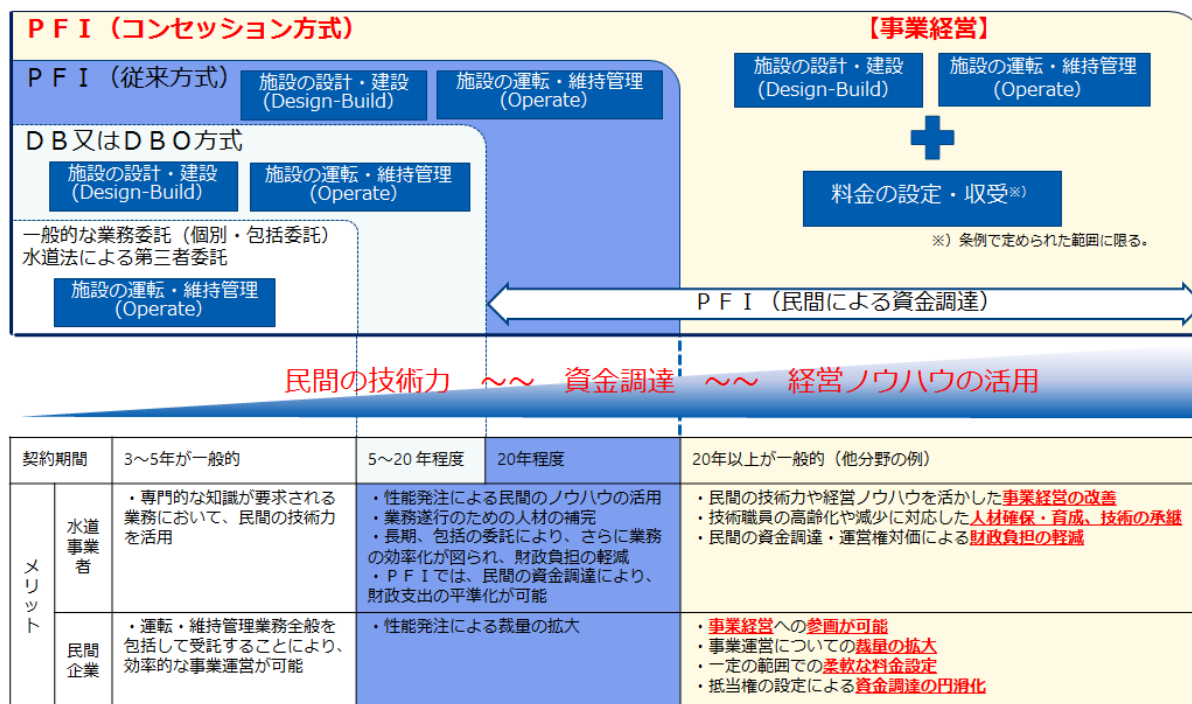
(2) 適正な水道料金体系及び水準の検討

水道事業は受益者負担の原則に基づき独立採算により事業を経営している。現状の料金体系では、健全な経営を維持することが困難であることから、適正な水道料金体系や料金水準のあり方について検討を行う。

(3) 官民連携の推進検討

民間が有する資金や技術力、新技術などの活用によって高精度・高品質な施設を整備することが期待できるPFIや、水道の管理に関する技術上の業務を委託する第三者委託等について、業務範囲と連携形態等から適切な活用を検討する。

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



< 各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲 >

3-4 基本施策 11 利用者サービスの充実

(1) 広報・広聴の充実

利用者の水道についての知識を深めることは、水道事業に対する信頼性や満足度の向上につながると考えられることから、今後も広報活動を継続し、水道事業に対する情報公開の推進に努めるとともに、水道利用者のニーズを把握し事業運営に反映する。

本市水道課では、主に広報「ふじみ」や市のホームページ等を通じて情報発信を行っている。今後も、水質情報、水道事業の経営状況、水道料金のしくみなど、水道利用者の関心やニーズの高い情報を積極的に提供していく。さらに、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、利用者の声を広く反映させることで、より開かれた水道事業の推進を図る。

(2) 利用者サービスの向上

利用者サービス向上のため、窓口業務の強化、支払い方法の利便性向上に関する検討を行う。

3-5 基本施策 12 環境に配慮した事業経営の実施

(1) 有効率向上対策の推進

水資源の有効利用に資するため、漏水調査業務を継続して実施し、有効率 98%に向けて更なる向上に努める。

(2) 環境エネルギー対策の推進

省エネルギー対策として、ポンプ設備更新時の省電力化(高効率機器の導入)を実施するとともに、夜間電力を利用できるピークカット蓄電池等の導入検討を行う。

また、再生可能エネルギーの活用方策として、小水力発電導入や太陽光発電拡充について検討を行う。

(3) 地下水の適正利用の継続

地下水の過剰揚水は水位低下や地盤沈下、水質悪化等の重大な被害の要因となる。このため、県水との取水バランスに配慮し、地下水の適正利用を継続する。

(4) 環境配慮活動の拡充

第 3 次環境基本計画に準じた活動の拡充に努める。

3-6 基本施策 13 広域化の検討

(1) 広域行政に配慮した広域化検討

埼玉県では、埼玉県水道整備基本構想(埼玉県水道ビジョン)を令和 5(2023)年 3 月に改定し、広域連携の方向性を示している。今後も埼玉県や近隣事業体の動向を注視し、積極的に広域連携の検討に参加する。周辺事業体との連携のもと、事業統合や多様な広域連携(経営の一体化、管理の一体化等)等、多面的な視点から広域化のあるべき枠組みを検討する。

第7章 財政収支の見通し

1. 事業スケジュール

計画期間である令和17(2035)年度までの事業スケジュールを示す。

項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
・東大久保ピット更新		■									
・東大久保浄水場中央監視装置更新		■									
・東大久保浄水場テレメーター更新			■								
・東大久保浄水場コントローラ盤更新				■							
・東大久保浄水場滅菌設備		■									
・東大久保浄水場のポンプ更新			■	■	■	■	■	■			
・東大久保浄水場電気設備更新								■	■	■	
・東大久保浄水場電気設備更新(受変電設備、非常用発電機設備等)								■	■	■	
・南畑浄水場送水ポンプ室更新							■	■	■	■	■
・南畑浄水場緊急貯水槽化							■	■	■	■	■
・南畑浄水場の送水ポンプ更新										■	
・水谷浄水場のポンプ更新		■									
・水谷浄水場電気設備更新(高圧受電設備、非常用発電機設備)						■	■	■			
・水谷浄水場配水池更新							■	■			
・水谷浄水場管理棟更新					■						
・水谷浄水場残留塩素計更新		■									
・水谷浄水場の県水直送管整備工事				■							
・鶴瀬西配水場配水タワーの塗装等補修			■	■	■	■	■				
・鶴瀬西配水場のポンプ更新						■	■	■			
・鶴瀬西配水場電気設備更新										■	■
・井戸建屋改修(2号、3号)					■						
・現状井戸の改修(スクリーン設置)			■	■	■	■	■	■	■	■	
・管路の更新・耐震化	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

< 事業計画(10年間) >

2. 財政収支計画

2-1 財政収支計画

経常収支の試算にあたって、各項目を下表のように設定する。また、財政関係データ決算値及び予算値を用いる。

< 財政見通し算出設定値 >

収益的収支					
区分	項目	将来値の設定方法	備考		
収益	営業収益	料金収入	・水道料金＝有収水量(千 m^3)×供給単価(円/ m^3) ・平均単価はR6年度値を将来にわたって設定		
		受託工事収益	・R5～R7年度平均値とする。		
		その他	・項目によりR6年度値、R5～R7年(予算含む)度平均値とする。	補償金、加入金、その他営業収益	
	営業外収益	補助金	・該当項目なしのため0とする。		
		長期前受金戻入	・既存分は市提供データによる。 ・補助金を見込んでいないため、新規分は見込まない。		
		その他	・項目によりR6年度値、R5～R7年(予算含む)度平均値とする。	受取利息、消費税及び地方消費税還付金、雑収益	
	特別利益	過年度損益修正益	・見込まない。		
資本的収支					
収入	他会計負担金	・R5～R7年(予算含む)度平均値とする。			
	工事負担金	・見込まない。			

※企業債の借入れを予定していないことから、新規の起債は見込まないものとする。

収益的収支					
区分	項目	将来値の設定方法	備考		
費用	営業費用	職員給与費：基本給	・R6年度値を一定にし、賃金上昇率を乗じる。		
		職員給与費：その他	・R6年度値を一定にし、賃金上昇率を乗じる。		
		経費：動力費	・R6年度単価に年間総配水量を乗じる。		
		経費：修繕費	・R6年度値を一定にし、物価上昇率を乗じる。		
		経費：材料費	・R6年度値を一定にし、物価上昇率を乗じる。		
		経費：薬品費	・R6年度単価に年間総配水量を乗じる。		
		経費：受水費	・改定後の受水単価に年間総配水量を乗じる。		
		経費：委託費	・R6年度値を一定にし、物価上昇率を乗じる。		
		経費：その他	・項目によりR6年度値、R5～R7年(予算含む)度平均値とし、物価上昇率を乗じる。		
		減価償却費	・既往分は市提供データによる。 ・新規分は更新需要より試算する。		
	営業外費用	支払利息	・既往分は市提供データによる。 ・新規分は更新需要より試算する。		
		その他	・項目によりR6年度値、R5～R7年(予算含む)度平均値とする。	雑支出	
	特別損失	雑支出	・見込まない。		
資本的収支					
支出	建設改良費	職員給与費	・R6年度値を一定にし、賃金上昇率を乗じる。		
		工事請負費	・事業計画による。 ・事業計画期間外は更新需要により試算する。		
		工事委託費	・R7年度予算における工事請負費と委託費の割合を用いて、各年度の更新事業費に乗じて試算する。		
企業債償還金		・既存分は市提供データによる。 ・起債を見込まないため新規分は見込まない。			

※人件費および物価の変動が見込まれる項目については、賃金および物価の上昇率を勘案し、算出している。なお、当該上昇率は、「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月7日 経済財政諮問会議提出)に基づいて設定した。

< 収益・資本の収支決算値 >

			決算	決算	決算	決算	決算	予算
単位：千円			2020	2021	2022	2023	2024	2025
款	項	目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収益の収支	水道事業収益		1,624,964	1,776,549	1,804,889	1,711,122	1,757,217	1,746,387
	営業収益		1,544,742	1,703,199	1,735,855	1,643,834	1,687,318	1,682,171
		給水収益	1,365,495	1,461,546	1,130,884	1,437,180	1,441,139	1,200,457
		受託工事収益	1,604	2,561	767	0	0	18,193
		その他営業収益	177,643	239,092	604,203	206,653	246,179	463,521
	営業外収益		79,978	73,047	68,766	67,033	69,138	63,761
		受取利息及び配当金	2,005	2,198	989	1,109	3,874	1,199
		他会計補助金	0	0	0	0	0	0
		長期前受金戻入	77,250	70,150	66,979	65,087	64,445	61,914
		雑収益	724	699	797	838	820	648
	特別利益		244	304	269	255	761	455
		過年度損益修正益	244	304	269	255	761	455
	水道事業費用		1,487,669	1,424,530	1,474,050	1,456,622	1,514,960	1,684,092
	営業費用		1,462,186	1,406,266	1,428,814	1,447,058	1,497,432	1,677,519
		原水及び浄水費	787,728	750,384	759,021	750,445	753,107	824,857
		配水及び給水費	114,602	90,835	101,803	116,865	117,083	165,709
		受託工事費	1,978	2,554	1,684	349	411	16,340
		業務費	105,233	110,932	113,998	127,254	141,111	154,123
		総係費	35,273	39,209	38,265	40,128	45,402	81,052
		減価償却費	403,877	401,476	408,273	411,631	413,076	431,928
		資産減耗費	13,494	10,876	5,771	386	27,242	3,510
	営業外費用		25,477	18,255	45,055	9,537	17,161	4,663
		支払利息	24,887	17,084	11,709	8,146	5,730	3,753
		雑支出	590	1,171	33,346	1,391	11,431	910
	特別損失		6	9	181	27	367	910
		過年度損益修正損	6	9	181	27	367	910
	予備費		0	0	0	0	0	1,000
	予備費	0	0	0	0	0	1,000	
当年度純利益			137,295	352,019	330,840	254,500	242,257	62,295

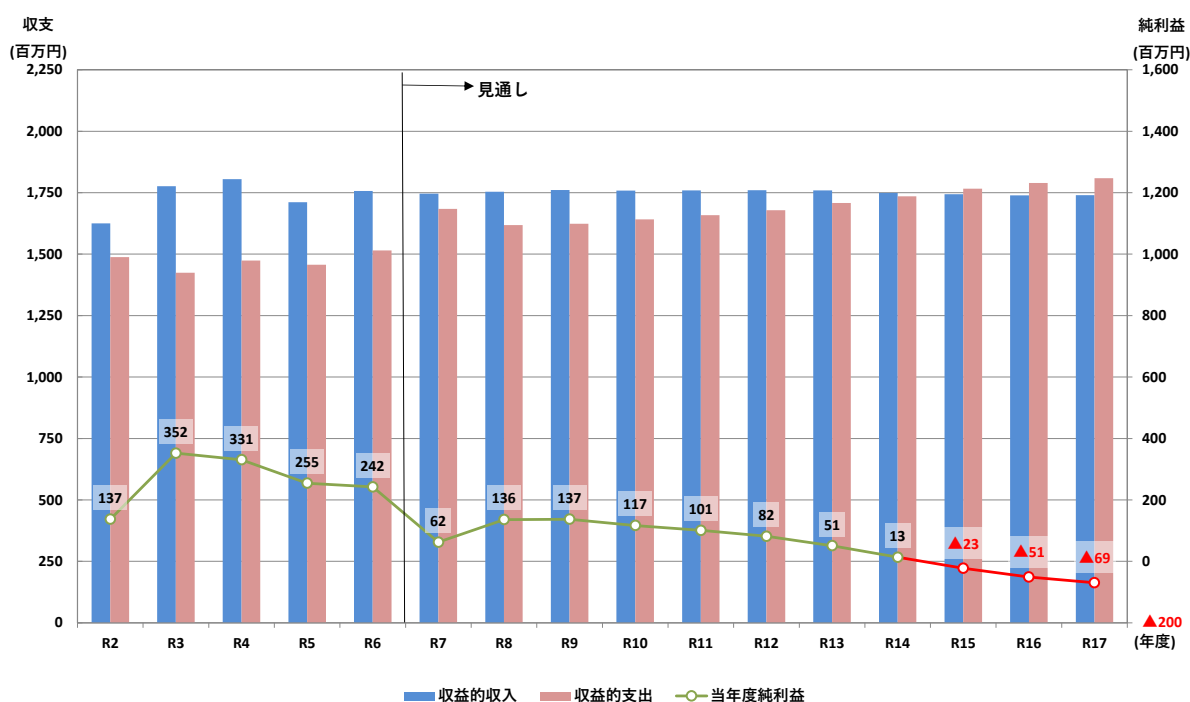
当年度純利益			137,295	352,019	330,840	254,500	242,257	62,295
資本の収支	資本の収入		1,635	3,980	1,191	2,243	868	77,488
		他会計負担金	1,635	845	1,191	2,243	868	4,800
		工事負担金	0	3,135	0	0	0	72,688
	資本の支出		441,470	588,586	299,703	403,442	515,997	478,345
		建設改良費	234,335	422,602	169,245	302,962	428,150	400,376
	企業債償還金	207,135	165,984	130,458	100,480	87,847	77,969	
差引			▲ 439,835	▲ 584,606	▲ 298,512	▲ 401,200	▲ 515,129	▲ 400,857
企業債残高			687,478	521,494	391,036	290,556	202,709	124,741
内部留保資金			1,412,807	1,522,422	1,901,814	2,102,045	2,205,046	2,162,039

給水人口 (人)	111,581	112,185	112,473	112,729	112,858	112,887
(a) 年間有収水量 (m ³)	10,140,125	10,943,215	8,194,744	10,656,382	10,661,045	8,757,828
(b) 給水収益	1,365,495	1,461,546	1,130,884	1,437,180	1,441,139	1,200,457
(c) 経常費用-受託工事費等	1,408,440	1,351,826	1,405,387	1,391,186	1,450,104	1,605,838
供給単価 (円/m ³) (b/a)	134.66	133.56	138.00	134.87	135.18	137.07
給水原価 (円/m ³) (c/a)	138.90	123.53	171.50	130.55	135.98	168.41
料金回収率 (%) (b/c)	96.95	108.12	80.47	103.31	99.38	81.39
料金改定率 (%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%

2-2 算出結果

1) 収支見通し(現行料金)

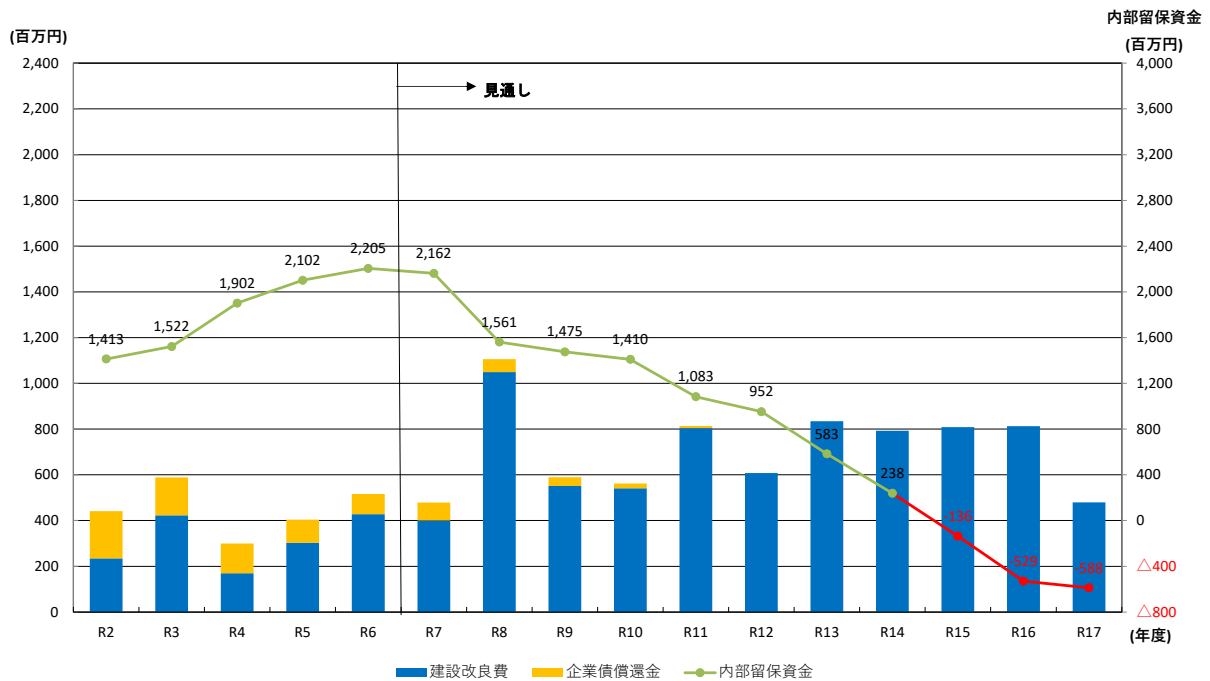
令和 14(2032)年度までは収益的収入が支出を上回り、当年度純利益もプラスを維持している。しかし、人口減少に伴う有収水量の減少や、人件費・物価の上昇、受水費の改定といった要因により、収益的収入は緩やかに減少する一方で、収益的支出は増加傾向を示している。このため、令和 15(2033)年度以降で当年度純利益はマイナスへと転じる見込みである。



< 収益的収支及び純利益の見通し >

内部留保資金(補填財源)は、令和 2(2020)年度以降は徐々に増加し、令和 7(2025)年度に最大に達する見込みである。一方、令和 8(2026)年度以降は、施設や管路等の更新を実施するため、事業費が現状より増加する。これらを踏まえると、内部留保資金(補填財源)は大幅に減少し、令和 16(2034)年度には内部留保資金(補填財源)が枯渇する見通しとなっている。

今後は、財政の持続性を確保するため、収支バランスの見直しに加え、安定的な財源確保策や企業債の積極的な活用についても検討していく必要がある。



< 建設改良費・企業債償還金および内部留保資金(補填財源)の見通し >

2) 収支見通し(料金改定を行う場合)

収支により生じた利益は、内部留保資金(補填財源)として積み立て、施設及び管路の更新事業や災害等の有事に備えて、一定額確保する必要がある。しかし、現行の料金水準を維持した場合、令和14(2032)年度に純利益が赤字に転じ、給水原価の上昇により料金回収率は100%を下回る見込みであり、さらに令和16(2034)年度には内部留保資金(補填財源)もマイナスとなることが想定される。

このため、将来にわたり持続可能な水道事業の運営を確保するためには、適正な水道料金水準の見直しが必要である。

内部留保資金(補填財源)の必要額については、運転資金や災害発生への備え等を考慮した結果、本市では約13億円が必要と試算し、これを内部留保資金の確保目標額とした。

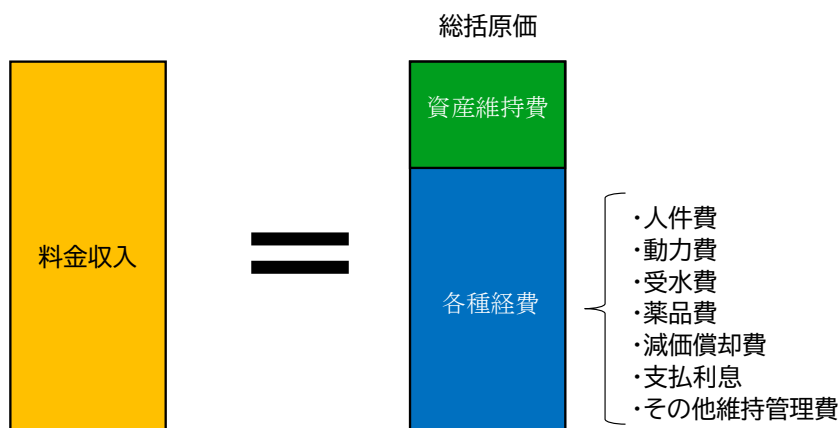
内部留保資金(補填財源)の見通しは、料金改定を行わない場合、令和11(2029)年度には確保目標額を下回ることに留意が必要である。

- 平常時における運転資金として必要となる1年分の受水費相当額(約6.9億円/年)
- 東日本大震災時の被害実績を参考に算出した、災害発生時に備える資金(約5.0億円/年)
- 企業債償還金と支払利息の合計(1億円/年)

運転資金	： 約 6.9 億円/年
災害発生に備えた資金	： 約 5.0 億円/年 (2か年で復旧すると想定)
企業債償還金 + 支払利息	： 1 億円/年
(計)	約 12.9 億円/年 ⇒ 約13億円/年

水道事業においては、独立採算制の原則に基づき、給水に要する経費である総括原価は水道料金によって賄う必要がある。総括原価(料金対象経費)は資産維持費と各種経費を合算したものである。

資産維持費は、水道事業を将来にわたって安定的に維持していくため、施設・設備の将来の更新に要する費用を計上するものであり、対象となる償却資産(今後も維持が必要と判断される資産)に対し、3%を標準として見込むこととされている。



< 総括原価イメージ >

下表は、料金改定率ごとの料金収入及び改定に伴う増収により見込まれる資産維持率を示したものである。料金改定率は、0%(現行料金の場合)、20%、30%及び40%の4区分で算定した。

料金改定率0%(現行料金維持の場合)においては、料金収入によって総括原価を賄っていない。

水道事業を安定的かつ継続的に運営していくためには、料金収入により総括原価を的確に賄うことができる水準を確保することが不可欠であり、将来的な財政状況を踏まえると、投資と財源のバランスをとるためには料金改定が必要となる。

< 総括原価と料金改定率 >

(千円)

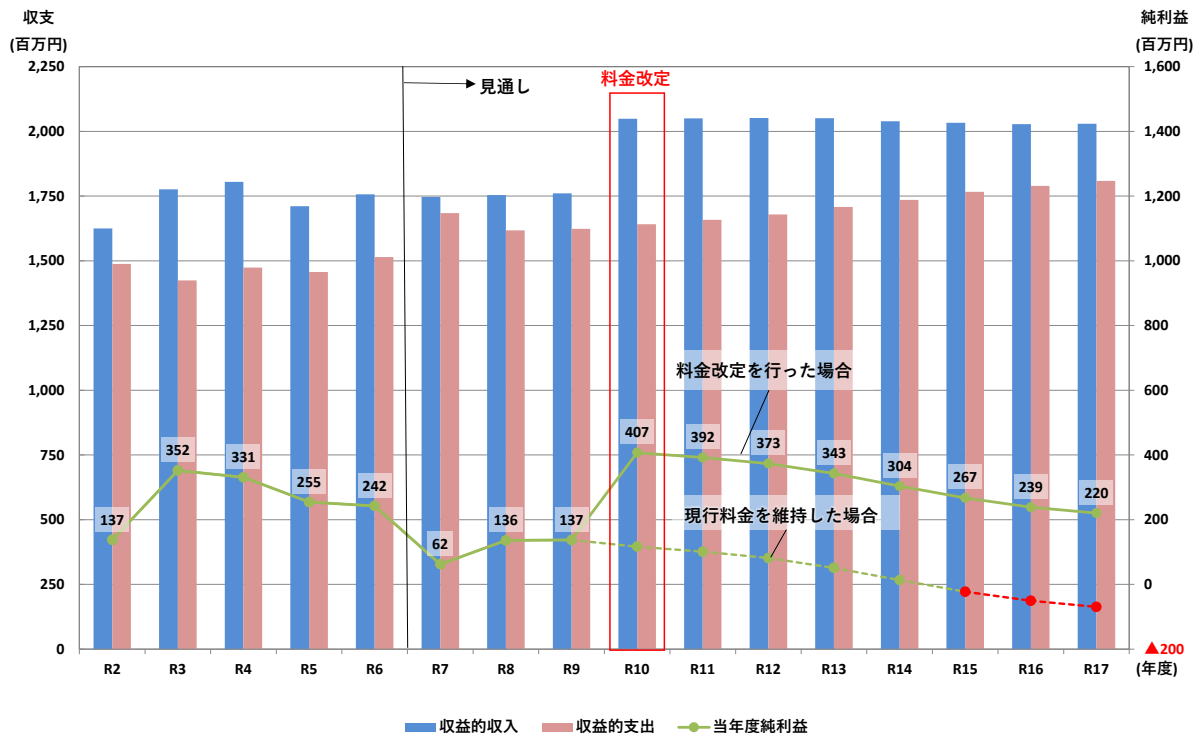
料金改定率	0.0%	20.0%	30.0%	40.0%
資産維持率	0.0%	0.1%	1.5%	2.8%
料金収入 (A)	1,452,605	1,743,126	1,888,387	2,033,647
総括原価 (B)	1,723,461	1,734,266	1,885,542	2,026,012
料金収入/総括原価 (A/B)	84.3%	100.5%	100.2%	100.4%

計算期間は令和10(2028)年度～令和17(2035)年度

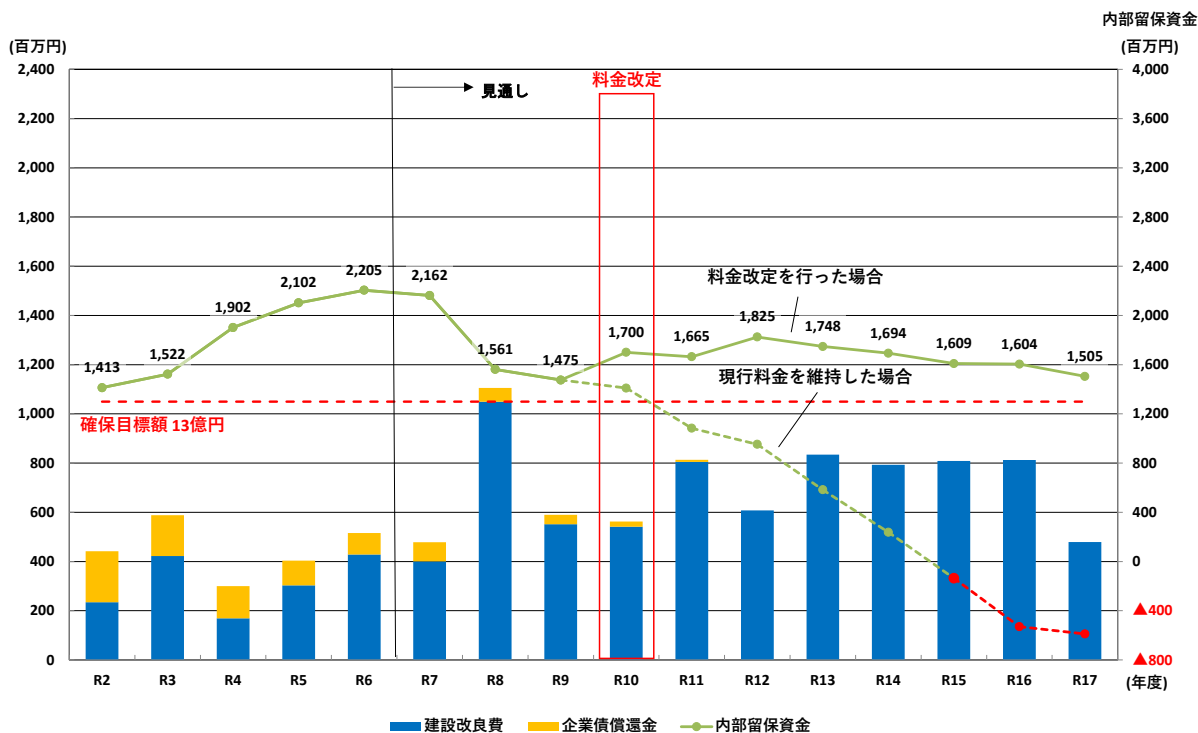
ここで、料金改定を実施した場合の収支見通しの一例として、令和10(2028)年度に改定率をそれぞれ20%、30%及び40%とした場合について、令和27年度(2045)までの20年間にわたる中長期的な財政収支見通しを示す。

(1) 改定率:20%(資産維持率 0.1%)の場合

改定率を 20%とした場合、令和 17(2035)年度まで純利益を確保でき、黒字を維持できる見通しである。また、内部留保資金については、令和 17(2035)年度まで確保目標額を確保できる見込みである。



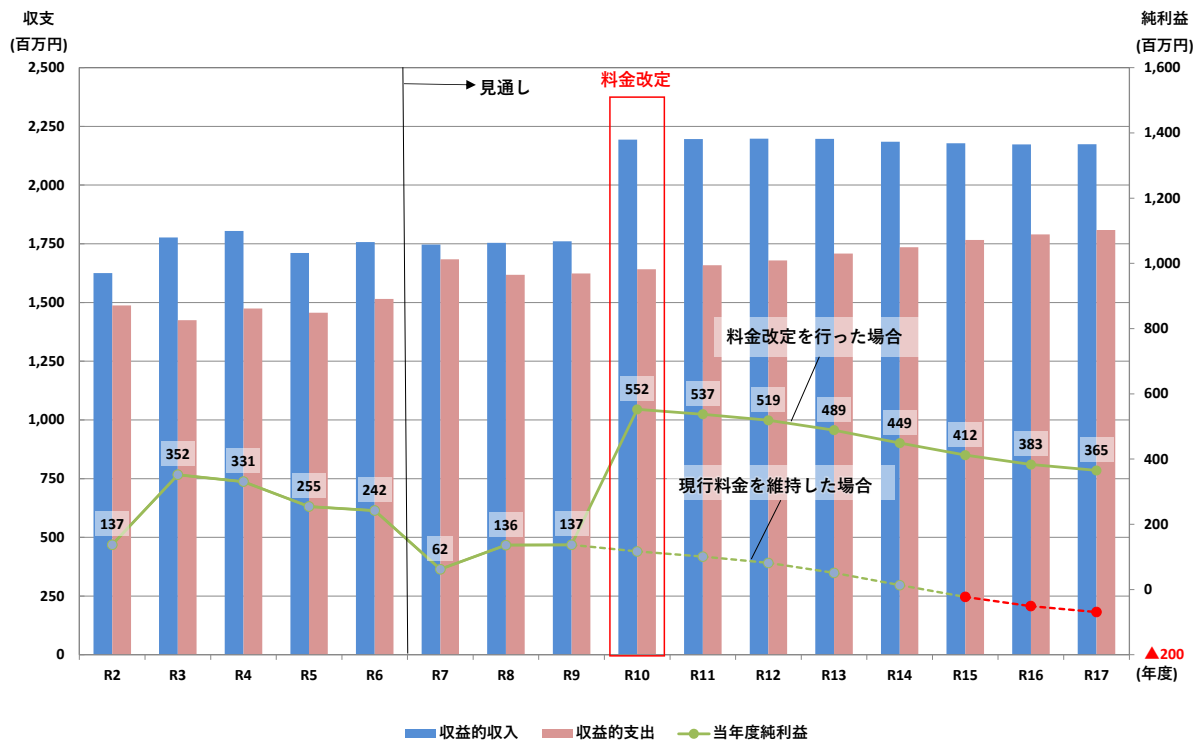
< 収益的収支の見通し(令和 10 年度に 20%の料金改定を行った場合) >



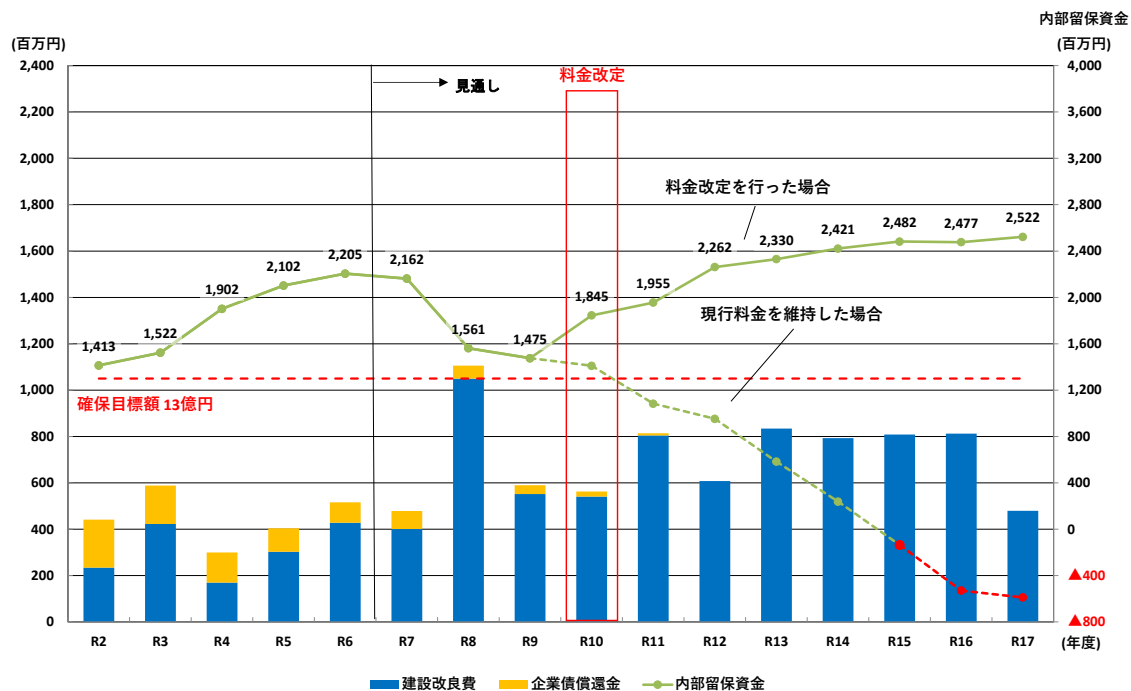
< 内部留保資金の見通し(令和 10 年度に 20%の料金改定を行った場合) >

(2) 改定率:30%(資産維持率 1.5%)の場合

改定率を 30%とした場合、令和 17(2035)年度まで純利益を確保でき、黒字を維持できる見通しである。また、内部留保資金については、令和 17(2035)年度まで確保目標額を確保できる見込みである。



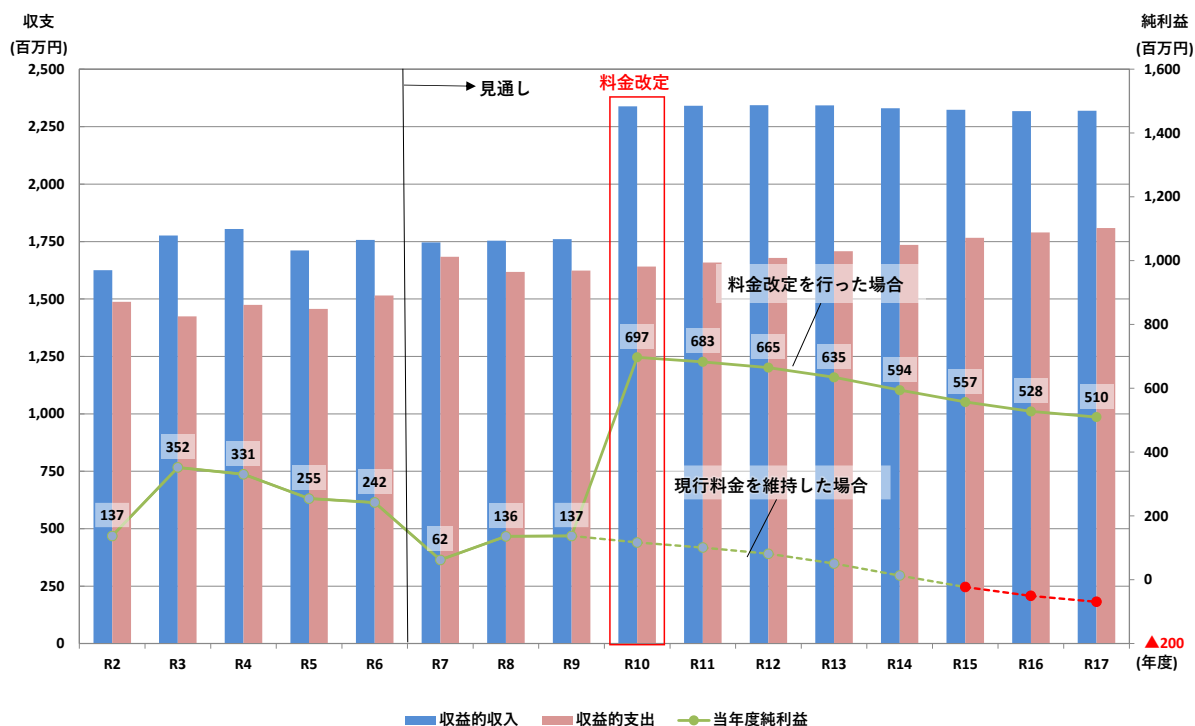
< 収益的収支の見通し(令和 10 年度に 30%の料金改定を行った場合) >



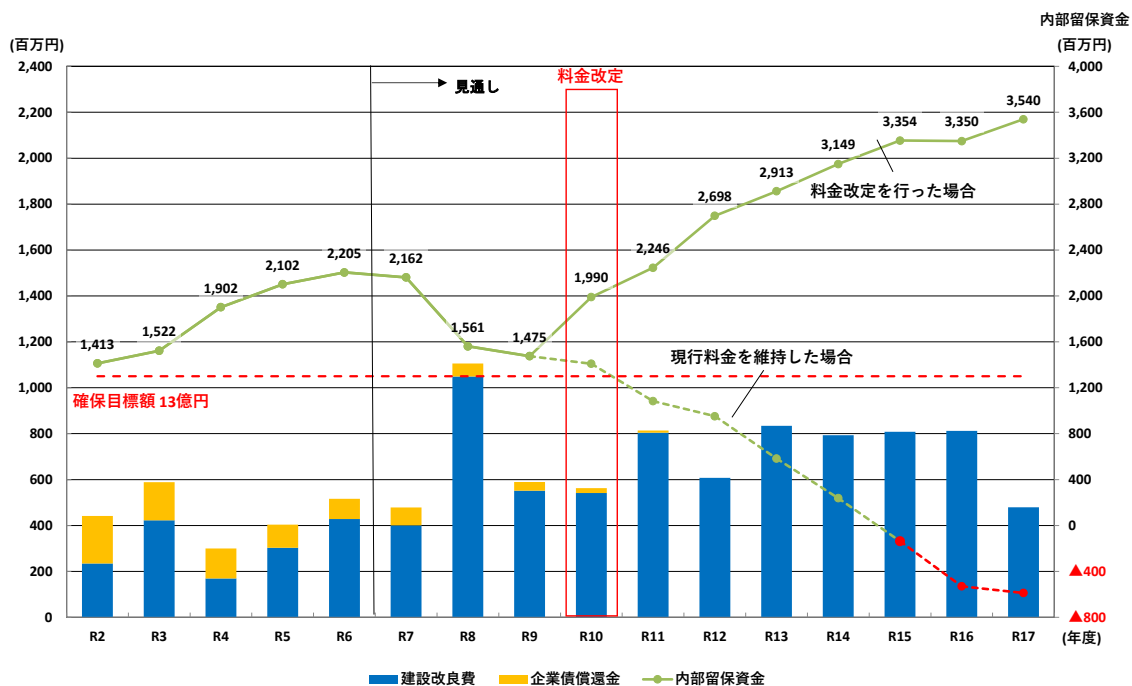
< 内部留保資金の見通し(令和 10 年度に 30%の料金改定を行った場合) >

(3) 改定率:40%(資産維持率 2.9%)の場合

改定率を 40%とした場合、令和 17(2035)年度まで純利益を確保でき、黒字を維持できる見通しである。また、内部留保資金については、令和 17(2035)年度まで確保目標額を確保できる見込みである。



< 収益的収支の見通し(令和 10 年度に 40%の料金改定を行った場合) >



< 内部留保資金の見通し(令和 10 年度に 40%の料金改定を行った場合) >

2-3 算定結果まとめ

現行料金を維持した場合、将来的に当年度純利益は赤字に転じる見込みであり、あわせて内部留保資金についても枯渇することが想定される。このため、水道事業の経営を安定的に維持するとともに、災害等の不測の事態に備えて必要な財源(内部留保資金)を確保するためには、計画期間内における水道料金の改定が必要である。

料金改定率については、20%、30%、40%の3パターンで財政収支見通しを算定した。その結果、いずれの改定率においても純利益を確保し、黒字を維持できる見通しとなった。また、内部留保資金についても目標額を確保できる見通しである。改定率 20%の場合は目標額を維持しつつ概ね横ばいで推移する一方、30%および 40%の場合は内部留保資金が増加傾向で推移する結果となった。

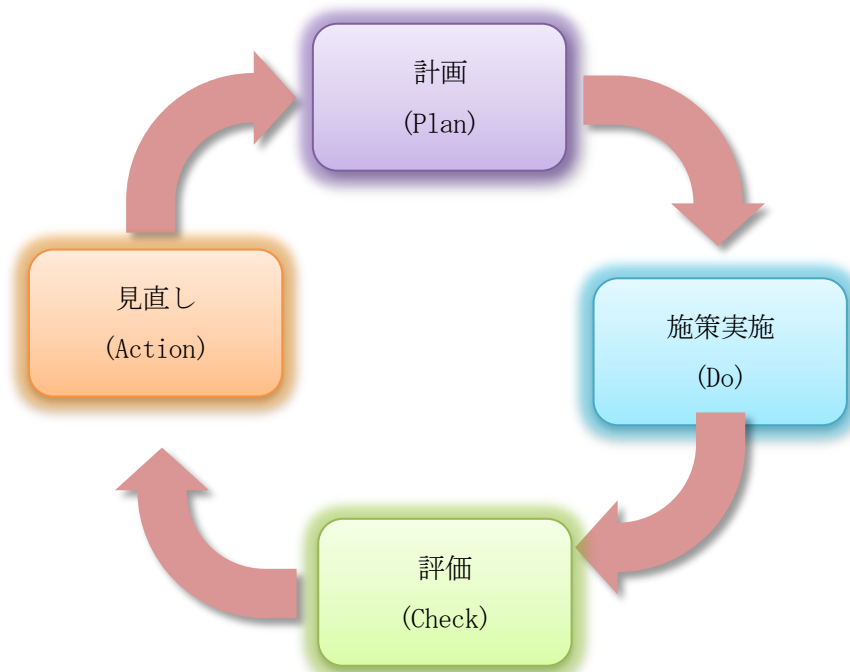
今後は施設・設備や管路の老朽化対策、ならびに災害に備えた耐震化・補強対策等に多額の事業費を要することが見込まれることから、将来にわたり持続可能な事業運営を確保する観点からも、料金改定について検討を進める必要がある。

第 8 章 計画の実施体制と評価・見直し

「富士見市水道ビジョン」は令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までを計画期間としているが、施策の実施にあたっては、その達成状況及び施策の効果等を把握・評価し、見直しを行う必要がある。

このため、施策実施、評価、見直し、見直しを反映した計画策定の循環(PDCAサイクル)に基づき計画の実効性を確保し事業を推進していく。

なお、施策の評価については、水道事業ガイドラインの業務指標(PI)等を有効に活用し、可能な限り客観的かつ定量的に行う。



< 計画策定循環のイメージ >